

第7日目(6月18日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、峠佳一君より通院治療のため午前欠席。副市長より、午後1時30分より公務のため1時間ほど中退の届が出ておりますのでこれを許します。

なお、日本放送協会より撮影等の申し出がありますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問といたします。

なお、一般質問の質問時間制限は再々質問の時間を含めて1人30分以内といたします。

1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。

また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さんから簡潔明瞭に質問していただくことをご協力お願いいたします。

順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号18番・岩野松君。

岩野 松君 おはようございます。まったくの一番ということで、ちょっと緊張しておりますがよろしくお願ひします。質問事項に沿って質問いたします。

1 教育環境について

最初に教育環境ということで題材を付けましたが、義務教育に教育ボランティアが必要か、ということが第1点目であります。5月の市報でしょうか、教育ボランティアの公募がありました。そのことを100パーセント私は否定するものではないが、次のことについてお聞きいたします。

まず、現在の小中学校の教室内での授業状況、それと児童や生徒の態度などをお聞かせください。

そして順序が逆になりますけれども、2つ目には現在、小中学校の教室内の、県内にはそういうボランティア的なものが実施されているのか。そして全国的にはどうなのかというのをお聞かせください。

教育ボランティアというものの事業報告の中には、1が総合的な学習時間や特色ある学校づくり事業、部活動 土日を除くとあります などの指導者等として参加していただく。2つ目が特別な支援を要する子どもへの援助者、補助者として参加していただく。子ども支援ボランティアという、またカッコが付いていますので特別な方かなという思いもしますが、この2つが目的としてあげられております。

特に2番目の問題は、いわゆる普通の授業の中へも、特別な支援を必要とするというふうに先生が感じられた場合は、このボランティアの方が入ると理解したのですが、そういうことで私は話を進めていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

今、学校の教室内にそういう教育ボランティアの方を入れなければならない状況というのは、私は裏を返すと集団教育のプロである教職員の、そのプロの放棄なのかなということも

懸念したのですけれどもいかがでしょうか。

私は、第一には少人数学級にして教員の数を増やすことが、まず第一ではないかと思っております。欧米各国すべて今は30人以下の学級です。しかし、日本は今まだ40人学級ということになっております。しかし、地方では県によっては小学校低学年の人達には30人学級をやっているところが非常に増えてきています。それはやはり要望のせいだというふうに私は思っています。

そして、教育制度の改革でも、保護者の賛否を取った中でも、クラスの人数を少なくしてほしいというのがトップで、約82パーセントだということであります。そして昨年の教育審議会でも圧倒的な多数の賛成を得て実施になるかと思っただのですけれども、経済財政諮問の聞くところとなったのが、文科相とそれから中教審会長にその少人数学級では困るという批判的なことを述べて、その実現の道を断ち切ったというふうに聞いております。

日本の教育費はGDPに対して3.5パーセントと数字が出ています。OACDの30カ国中でもこれは最下位の数字です。学力世界のフィンランドでは、6パーセントと教育費も一番高くなっております。

教育長にお聞きしますが、教育委員会でもこの南魚沼市はこんなことまでして今の現状を打開する教育をやるという状況であるという実情を、国や県に強く働きかけて、そして少人数学級、教育費予算を増やすことを、そしてしかも教員加配を訴えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。見解をお聞きいたします。

もうひとつは、アニメ「誇り」のDVD活用についてであります。実は5月17日の国会の審議の中で、文科省の委託事業として日本青年会議所作成のアニメが、全国の学校現場で上映しようと計画されているということが明らかになりました。

このアニメのストーリーは、若くして戦死した靖国の英霊が現代に現れ、自分の子孫である高校生と一緒に靖国神社に行ってみないかと誘い、日本の戦争は自衛のための戦争、アジアの人々を白人から解放するための戦争だったと語りかけるものであります。その中には加害の事実に触れず、日本がアジア諸国を助けたと書き、日本人の戦争への反省はGHQの洗脳によるものであると。その結果だと説明され、DVDには2人の主人公と靖国神社が印刷されています。

国会答弁でも伊吹文科相は「私が校長ならば使わない」という答弁をせざるを得なかったというかしております。日本やドイツが起こした戦争は不正義の侵略戦争であったという認識は、戦後の国際政治の出発点です。日本もそのことを認めて国際社会に仲間入りしたのではないのでしょうか。戦後50年のいわゆる村山談義。植民地支配と侵略によるアジアへの多大の侵害と苦情への痛切な反省を、村山談義は表明もしております。

教育については、アジアの国々の国民に多大な苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返さないとの反省と決意が、学校教育にあたって当然尊重されるべきだということが、82年の官房長官談話にもありました。

こうした世界と日本の根本原則から言ってもこのアニメが、公教育で使われることがあっ

てはならないと思っております。

実は県内のある市と言っておきますが、青年会議所が昨年11月に市の教育委員が講演を取りつけたセミナーを行いました。約20人の中学生が参加したと言われていたのですが、そこに参加した生徒の感想には「大東亜戦争で祖国を守りたいという気持ちがよくわかりました」と極めて深刻な影響をもたらしたと言われております。この教育委員会では5月になって初めてこのアニメを見て、青年会議所には抗議したということも言われております。

その教育長は「公が講演する内容ではなかった」と述べ、「副教材として使うことについても薦められる内容でない、偏っている内容だと思うので使ってもらいたくない」と述べていました。

これは、文科省の委託事業新教育システム開発プログラムに採択されたということで、青年会議所が地域の力による学校教育支援の実践と検証の中でこれを持ち込もうとしていることとあります。県内でこういう状況があるかどうかまずお聞かせください。

2つ目は、日本の戦争は自衛のためだった、と語るこのアニメが学校現場に持ち込まれることはあってはならないと私は考えておりますが、教育長の見解を伺います。

2 高齢者世帯や単身高齢者住宅について

2番目は、高齢者世帯や単身高齢者住宅についてお伺いいたします。この南魚沼市の現在の高齢人口というのは25.4パーセントと公表されておりますけれども、来年4月からは後期高齢者医療保険制度が始まります。そこでお伺いしますけれども、後期高齢者のみの世帯、あるいは単身者などという数字がもしわかりましたらお聞かせください。

ここ1年間の市営住宅への高齢者の入居は1人もありませんでした。市としては東泉田の教員住宅を市有住宅として利用することに、この7月頃から方向的にはするというふうに言っております。そういう方にはぜひ積極的に入ってもらいたいと、この前の住宅委員会でもあったのですが、たまたま私がそこに入居している一人暮らしの老人の方とお話することがありました。「ここは1人もんにはちょっと広すぎるし、買い物にもすぐ近くに店がない。とても不便だ。自転車か自動車を持たないと大変だ」と言っていました。そして、高齢になるとやはり医者にかかるケースも多い。そういうことも考慮しなければならないと思っております。

私が議員になったとき、ある老人の方から「我々が歩ける距離というのは500メートルだ」と。「岩野さん、そこをよく覚えていろいろな政策を考えてください」というふうに言われたことがありました。そういう意味で「託老所システムを利用した」という言い方で書いたのですが、健康高齢者も一緒にプライバシー保証のあるそういう住宅がこれから必要になるのではないかなという思いで、政策的な対応として含めてお伺いいたします。

私の思いは、この六日町の中でも空き大型店になった所もありますけれども、そういう所を利用した形でのデイサービスとかショートステイ。そして高齢健康者も一緒に住みながら生活できるという、そういうことができないのかなということでございます。

ぜひ、いい返事をよろしく願います。1回目の質問はここで終わらせていただきます。

市長 おはようございます。今日から一般質問ということでありまして19名の皆さん方からそれぞれご質問を受けるわけですが、誠意を込めて答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1 教育環境について

岩野議員の質問にお答えいたしますが、1点目の教育関係については、この後、教育長に答弁をさせます。

2 高齢者世帯や単身高齢者住宅について

2点目の高齢者世帯あるいは単身高齢者の住宅についてということであります。今、ご質問の高齢者世帯、単身高齢者はどれくらいかと。これは後期高齢者に限った数字というのは今出しておりませんが、単身高齢者世帯は平成18年で871世帯であります。平成2年のときは332世帯でありましたけれども、16年で2倍以上3倍弱という数字に至っております。

2点目の入居しにくいということでもありますけれども、これにつきましては単身で入居できる住宅が規格によって制限されているというふうなこともありますし、単身高齢者の市営住宅入居につきましては、優遇措置は一応とっているつもりであります。これは私有住宅も同じであります。ただ、ここ1年間の公募戸数が42戸あったわけです。それに申し込み件数が169件でありますので、平均4倍の申込者数であります。そして、60歳以上の単身者の方の入居決定、これについて申し込みが8件ありまして、今おっしゃったように8件ありましたがゼロ、入居はゼロであります。

これはそれでいいというふうに感じているところではありませんけれども、今後、福祉施策と連携を取りながら極力そういう方も入居できるような方向を模索はしたいと思っております。現在60歳以上の単身入居者は県営住宅に3名、市営住宅に32名、私有住宅に5名の計40名ということになっております。

託老システムを利用した高齢者向けの住宅の必要性ということでもあります。「いい返事を」と言われましても、どういうことを言えばいい返事になるのかわかりませんが。これは、おっしゃったようになかなか行動範囲も限られますし、車等の利用もままならないということはよく私も認識しておりますが。やはり安心できる多様な住まいの場といたしまして、今、民間によりますケアハウスあるいは有料老人ホーム、それからグループホーム、小規模多機能型ホーム。これらの整備が順次進められているところでありますが、ここに市が介入をして市営でやるということは、今はまったく考えているところではございません。民間活力を利用しながら、1人でも多くの皆さん方が安心して住めるような市にしていきたいということだけを申し上げまして答弁にさせていただきます。

教育長 1 教育環境について

それでは、岩野議員の質問にお答えをいたします。

現在の教室の状況ということではありますが、ほとんどの学級、ほとんどの子どもたちは、今も昔も同じように元気に毎日学校に通ってきております。しかし、議員も新聞等々の報道

で既にご承知のとおりと思いますけれども、昨今、いわゆるLDですとかAD/HDですとかというふうな特別な配慮を要する子どもたちが増加しているということが言われておりますが、私どもの市内におきましても同様であります。したがって、従来のように学級担任が1人で教室の運営を十分にやって運営することができるという状況が、すべての学級にあるというわけではありません。

したがって、いろいろな、それこそ特別な支援を必要としている子どもたちも増えておりますし、したがって、そういう特別な支援を要すると私どもが判断する学級が出現していることもまた事実であります。

そういう中で教育ボランティアがなぜ必要かということですが、今申し上げたようなそういう支援を要する教室を応援するということももちろんありますけれども、もうひとつ別の見方をいたしますと、これもしばらく前から言われていることではありますが、開かれた学校にしなくてはいけないということが言われております。

つまりは、地域や保護者の目で価値観を共有するようなそういう学校運営をするべきだと、こういうふうに私は理解しているわけでありまして、そういう観点からも学級運営は円満に進んでいる学校であっても、地域の皆さん、保護者の方々から学校の運営・行事・事業、いろいろな場面で参加をいただくことは非常に大切だと、こんなふうに考えております。

また、このあと若干ふれますけれども、議員がご指摘の少人数学級を推進することが大切なのだという事は十分わかりますが、この教育ボランティアを各学校にお願いしていることと、この少人数学級の件とは私としてはまったく矛盾するものではない。どんなに少人数学級になっても、やはりそこには地域の皆さんからのボランティアが参加していただくことは非常に大切だと、こんなふうに考えているところであります。

学校へのボランティアの状況ということですが、特に統計はないようであります。私どもは少なくとも承知はしておりません。したがって、どのくらいの学校でこれを入れているかということについては、申しわけありませんが答弁ができません。ただ、新聞・テレビ等で報道されているのを見るかぎり、ボランティアの活用の状況、どういう場面で使う、どういうところまで入っていただくということについては、千差万別と思いますが、まったくこれを入れていないという学校は、むしろ珍しいくらいではないかとこんなふうに思っております。

例えて言えば、地域のお年寄りから学校に来ていただいて薫加工の体験をさせるとか、あるいは、学校田・学校の畑で地域の農家の皆さんから指導を受けるとか。そういうふうな場面というのは、おそらくほとんどの学校が取り入れていることだと思いますので、このボランティアは今後ともできる限り広げる方向で考えていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、少人数指導のことです。ご指摘のように子どもたち、あるいは保護者の皆さんも価値観が非常に多様化してきておりますから、従来どおりの40人学級ではなかなか運営が難しいということは、私もそのとおりだとだと思います。したがって、県内の

教育委員会の連合会ですとか、教育長の協議会ですとかという場面で、国に対して少人数学級の推進ですとか教育予算の増額ですとか、そういったことはそれぞれお願いをしてきているところでありますし、今後ともそのように努めてまいりたいと思っております。

ただ、新潟県でもこういう配慮がまったくなされていないというわけではありません。小学校の1・2年生については32人以下の学級編成を組んでおるところでありますし、中学になりましても数学と英語の指導に配慮をされまして、中学1年から3年の34人以上の学級に対してはそういう配慮がされているという状況がございますので、申し述べたいと思うところであります。

それから、大きい項目といいますか、(2)のDVD「誇り」のことでありますけれども、私どものところには、いまだに教育委員会にも学校にもこういう申し出がございませんので、したがって、私自身内容を見ておりませんし、そういう状況の中でこれを使う、使わないということについては何も申し上げることはできないと、こういうふうに思っております。

このあと仮に働きかけがありましたら、その教材の内容、あるいはどういうことに、どういうふうな使い方を考えておられるのか、そのへんのところもお尋ねしたうえで、内容をよく確認したうえで考えていきたいとこのように思います。以上であります。

岩野 松君 順番に市長の方から言おうと思ったけれど、教育の方から先にいたします。

1 教育環境について

日本は明治の開国以来、西欧諸国と肩を並べて、そしていかなければならないということで「列強に」ということを私どもは教育されました。現在も先進主要国の仲間入りとしてG7だとかG8などにも参加し、経済大国としては大手をふるっているのが日本ではないかと、世界に対してあるのではと私は思っておりますけれども。人づくりは国づくりだと市長も言いますが、そういう基層の教育予算がこれほど少ない。そういう国々に比べて一番低いということは、やはり大変な状況を生み出す根幹をつくっているのではないかとこのように思っています。

今、教育長がLDだのADだのHDの子どもたちが増えてきている。実際本当に、今現状のニュースなどを見ても、親が子どもを殺めたり、そしてかつてにおいては尊属殺人といわれた言葉は今ももうないのですけれども、そういうケースが本当に増えてきています。そういうのも含めると、やはり教育というのは大きな要素があるのではないかとこのように思います。

フィンランドではないですけれどもスウェーデンで、日本人でスウェーデン人と結婚して向うで生活し、子どもさんがむこうの教員をしているという方からのお話を伺ったときにも私は思ったのですけれども。小学校1、2年生は20人以下学級が通例だと。そして、教室の中は特に1、2年生のときには勉強する意欲を高めることを目的とするということで、授業態度とかそういうことにはあまり注意をしない。写真を見せていただいたときにも寝そべて本を読んでいるお子さん、これが教室内の授業ですというのを見せていただいてびっくりしたのですけれども、それほどあまり縛らなくてもそういう目的のもとに教育ができる。

そして、一応義務教育が中学3年生の年齢までだそうです。6年生くらいからは1人に対していつもマンツーマンの形で、今までの学習状況や家庭状況そういうものを把握しながら、どういう方向がいいのかというのを6年生から4年生までは、ケースをアドバイスしながら中学3年になってどういう方向に向かうのかという指導をする、という教育態勢をお聞きしました。そうであればこういう子どもたちもそんなに教室内ではみ出さなくてもすむのかなという思いもちょっと感じたのです。

私もこういう方を1人知っています。本当に大変だったと先生からもお聞きしましたし、子どもさんもまた大変な思いをして学校に通っていたということもお聞きしました。やはり、これの根幹は教育予算が少ないということに、私は全部が全部とは言いませんけれども、尽きると思っています。それを、私はそういう分野にまでボランティアがいかがかなと思っています。

開かれた学校として確かにいろいろな特別授業や総合学習の中でのそういうことで利用することは、むしろ私も賛成ですし、やるべきだというふうに。世の中のいろいろな経験のある方からいろいろなことをお聞きすることは、私はやはりいいと思っておりますけれども、そういうところにそういうことをするのはいかがかなと思っていますので、もう1回お聞きします。

いわゆるDVDの問題ですけれども、実は5月17日の国会質問を受けたそのあとに、私が調べましたら25日付のコメントになっておりましたけれども、青年会議所では新教育システム開発プログラムにはこのDVDの「誇り」は認定されていないということを変更してコメントしておりました。

そして、先日6月13日には全国の子どもセンターという組織があるのですが、そこでは文科相にこれを教室の中に持ち込まないようにという申し入れに対しても、これは青年会議所に委託した事業には含まれていないことを、はっきりと回答しております。一般質問で私がするようになるほどですので、やはり持ち込まれるケースは減るのかなと思います。ただ、新教育の開発プログラムは青年会議所が委託、委託というか一緒になってやる事業のひとつとしてやっている事業だというふうに私は思っております。持ち込まれないだろうと私も思っておりますけれども、ぜひそこらへんはよろしく願いいたします。

2 高齢者世帯や単身高齢者住宅について

高齢者の住宅のことです。実は、昨年介護保険が法律が変わりまして、託老所システムが導入されました。あれはその前年に長野の佐久市から発信されたというか、考えられた仕組みだったように思っております。そこでは、確かに個人の家の託老所もあり、30数箇所ある中の2つか3つくらいは工場と大型店を改築しながら、2階は健常者の高齢者に住んでいただく。下の方は在宅とそれからショートステイなどを取り入れた託老所システムをして、健常者の方にはそれなりのちゃんと家賃も払っていただきながら一括してやっているというシステムを見させてもらいました。

ああ、これはいいなと思って、ある単身の女性で一軒家に住んでいる方ですけれども「そ

ういふのだったら住みたい」と。これから歳をとってやはり体も思うようにならなくなったときに、どうしたらいいかという非常に不安であるという答えが返ってきました「ぜひ岩野さん、こういうことはやはりあるべきではないか」という思いでありました。

ただ、市長は自治体がこれに関わるかどうかということには懸念を言われましたけれども、先のコムスンやそういう例も見まして、民間がすべて悪いとも思っていませんし、民間の方が一生懸命やっているという部分もないばかりでなくたくさんあります。そういう意味では、私はそれは問わないですけれども、やはりそういう方向性をこれから模索して行ってほしいという思いで、今回一般質問に取り上げたのですけれども、よろしくお願いします。

市長 岩野議員の再質問にお答えいたします。

1 教育環境について

教育関係につきまして、予算面ということが出ましたので、教育長の答弁とは別に私の方からもちょっと所見を申し上げさせていただきます。予算が多いに越したことはないのでしょうけれども、しからば、今までの日本は教育水準も非常に高かったり、世界に冠たる人物もそれぞれ排出してきたわけでありまして。けれども、当時の教育予算がでは非常に多かったかと言うとそうではない。今、一番求められていることは、当然ですけれども小さいときから個性を伸ばす、これも大事ですけれども、やはり集団教育ということもこれは必要だと思っております。少人数も30人くらいはいいのですが5人、6人なんという少人数で本当にいいのか。これはやはり私は否定をしたいと思っております。

おっしゃったように、寝そべて本を読んでいる、それもひとつの授業だということですが、こういうことはまったく論外。先般、国際大学の25周年記念のときに、カーリー西城さんというアメリカの女性ですね、この方がおっしゃっていました。今、日本の教育が一番荒れている原因はどこにあるか。教師が服装も整えられないで、ジャンパーを着て授業に出るとかそういうことが乱れの一番の原因だと。尊敬をされないということでもあります。ですから本当のところ、このクールビズなどもよくないかもわかりません。

そういうことでこれは、今日の読売新聞を見ましたか。学校現場に対して親の理不尽がすごいということです。掃除をさせるなどが、あの子はいやだから転校させるとか。こういう風潮をきちんと改めていくには、私はやはり日本の伝統的な部分をきちんともう1回思い直して。戦争がどうこうということはまったく申し上げませんが、日本には日本の伝統があるわけですから、日本人としての教育をきちんとやっていく。こちらの方が私は当然優先されるべきだと思っております。

細かいことは教育長と見解がちょっと違うかもわかりませんが、私はそういうことです。ただ、教育に予算が足りないということではありません。極力教育費にも予算は注ぎ込みたいというふうに思っております。

2 高齢者世帯や単身高齢者住宅について

高齢者の件ですけれども、その方向性は岩野さんがおっしゃるとおりです。そういうまちづくりをしていきたいと。ただ、どこまで行政が整備すべきか、あるいは民間からやってい

ただくべきかという線引きはある程度していかなないと、すべてが行政というわけにはまいりませんので。方向性としてはそういうまちを、これから当然高齢化社会はまだずっと続くわけですので、そういうまちづくりは目指したいというふうには考えております。以上です。

教 育 長 1 教育環境について

岩野議員の再質問にお答えをいたします。ボランティアの関係でございますが、さきほどちょっと申し落としたかもしれませんが、私どもの市でも特別な支援を要する子どもたちの対応を、すべてボランティアでやっているというわけではありません。この予算でもたびたび議論をいただきますが、介助員ですとか特別支援の非常勤の講師ですとか、こういった方々も当然のことながら入れてやっているわけでありまして。

しかし、状況によっては、一般のボランティアの方、保護者の方から入っていただくことの方が有効な場面もあるのであります。そういうところにはそういうふうにボランティアの方から入っていただいておりますし、今後とも状況に応じてボランティアの方からもご活躍をいただきたいと、こんなふうに思っております。

なお、スウェーデンの事例についてご紹介をいただきましたが、私どももそれができれば一番いいだろうとは思いますが、なかなか今、国の方で議論されている方向もスウェーデンの事例ではなくて、イギリスの事例の方で議論が進んできたところでありますし、おそらくそう簡単にそういうふうに方向が大きく変わるとは思いません。しかし、考え方としては一人一人が尊重される、あるいは支援を必要としている子どもたち一人一人が、必要な支援が受けられる。そういう教育を目指して進んで行きたいと、このように考えております。

2点目のDVDに関してですが、先ほども申し上げましたように現実に私どもにそういう話が来ていないわけでありまして。もし、来たときには先ほど申し上げましたが、内容をよく見たり、あるいはどういうふうなことを計画しておられるのか、その辺のこともよく聞いた上で判断をしてみたいと、このように思っております。

岩野 松君 1 教育環境について

ちょっと方向が違って申しわけありませんが、教育長。六日町小学校の教室は他の学校と違うというか、廊下の部分と教室の部分が一緒のスペースになっております。それに対しての良い部分とそれから 私は良い方向であれば進められたのだらうと思っておりますけれども。最初のころはずいぶんいろいろな声が聞こえるとかという声も聞こえてきましたが、良い部分と、それからもし問題になっている部分があったらお聞かせいただければと思っております。以上です。

教 育 長 1 教育環境について

再々質問にお答えいたします。確かにお話のように六日町小学校の校舎の造りではありますが、オープンスペースとでも言うのでしょうか。廊下と教室の間仕切りの壁が固定されていません。そういったことで当初、私どもも初めて見せてもらったときには、「こんなところで」というふうに思った印象はありました。

しかし、実際何回か実際授業をやっているところを参観させていただいている限りでは、

特段支障になっているとは思いません。また、学校もそれぞれいろいろな工夫をしながら扱っておりますので、あれはあれで良かったのかなと思います。

しかし、一般論として私の個人的な感想で申し上げれば、これから作るときには、あまり採用しなくてもいいかなという、そういう気持ちもあります。つまり、工夫する側でいろいろ悩みながら工夫はされているだろうと。そういう蓄積があって、今、最初に申し上げたように特段支障があるとは思っていませんが、支障のないような利用をいただいているだろうと思っているところであります。

議長 質問順位2番、議席番号13番・阿部久夫君。

阿部久夫君 おはようございます。傍聴者の皆さま、今日はまた大変忙しい中ご苦労さまでございます。

学力テストについて

通告にしたがいまして一般質問をさせていただきますが、今回は学力テストということで。私は議員になってけっこうになるのですが、教育関係に対して初めてですのでどうかよろしくお願いいいたします。

この学力テストの問題ですが、これは今年4月24日に行われました。全国学力テストは以前行われておりましたが、能力主義による差別、選別を教育現場に持ち込むのは、ということ批判が多くあり、日本教職員組合員の反対により、全員テストは1964年、またテストそのものは1966年を最後に打ち切られました。

今回行われた学力テストは実に43年ぶりに実施され、対象者は小学校6年生と中学3年生の約230万人が国語、算数、数学の試験に臨んだということであります。

学力テストの実施は2004年12月に公表された国際比較調査で日本の学力が低下しているというのがわかり、日本の教育は世界でもトップレベルとの思いが打ち砕かれたことが要因だとも言われております。

今までの学力テストは、国が定めた学習指導要領のレベルに学力が達しているのかが目的でありましたが、これに対して今回の学力テストは、国全体の状況把握だけでなく、教育委員会や個々の学校が課題を把握して改善を図ることを目的と言われております。

いわゆる義務教育である小中学校で、効果的な授業が行われているのか。不十分だったとしたらその原因は何か。その上で、学力を上げるためにはどこをどういうふうに直す必要があるのか。そうした問題点を探るのがテストの第一の目的内容でございます。

この学力テストに関して調べてみますと、学力の実態データとして把握する必要から、現在では多くの都道府県や市町村が学力テストを実施するようであります。24の都道府県および7指定都市で悉皆調査をやっているところもあります。そうした中、4月24日に行われた全国学力テストは、市町村が仮に反対する場合は強制しないというひとつの国の方針でもあります。

こうしていろいろ調べてみますと、やはり地方より都市部の方が積極的に学力テストについて取り組んでいるようにも思われます。学力テストにあたっては、いろいろな賛否両論の

意見がございます。一番の心配は、テストの結果が過度な競走や学校間の序列化を生む恐れがあると。これが一番だと原因だと言われております。

学力テストは生徒のために行われ、生徒の学力の水準を把握し、結果を活用し、指導に私は役立てるものだと思っております。学力テストに関する意識調査によりますと、だいたい全国で保護者の6割以上が賛成と回答しておられます。私も個人的に大賛成であります。

今回のテストの結果でございますが、9月に公表され、学校にも平均正答値などが、児童生徒にも何問が正解できたといった成績が渡されることになっているようでございます。つまり、その学校やクラスの問題点と、その要因が明らかにわかるとも言われております。

そういったデータを受け取る自治体にとっては、相対的に学力の低い地域、学校に早く言えばどういう支援をしていくかという大きな課題も生じてきます。今回行われた学力テストは今後、来年以降も行われる予定ですが、私個人としては学力が上がったとか下がったということではなく、この問題はすぐにすべてのものが判断できる問題ではないと思います。

もちろん学力の向上を図るのは一番大切なことでございますが、やはり生徒がひとりひとり明るくのびのびと成長していくような教育指導をしていただきたいと、私はそういうふうに思っております。

そうした中、今回9月に成績が発表し返ってきます。南魚沼市には20の小学校、6の中学校がありますが、各学校間の格差を、教育長を始め市長はどのような考え方でこれから取り組まれるのか。まず1点をお聞きいたします。

次に、このテストによってその使い方。また、学校の序列化を招くと懸念されてはいますが、南魚沼市は今後どのようにその方向を考え、どのようにまた利用していくのか。壇上からは2点お伺いいたします。

教 育 長 お答えを申し上げたいと思います。

学力テストについて

議員がご指摘ありましたように、私どもも一番大切なのは人を思いやる豊かな心、優しい心、そして自分の仕事きちんとやれる、そして世の中の役に立つことに喜びを見出す。そういった子どもだと。大人もそうではありますが、そんなふうに思っておるところであります。

答弁に入ります前にひとつだけお断りしておきたいのは、これは私の偏見かもしれませんが、1時間くらいのテストでその子の学力全体を測れるというふうなそういうテストはおそらく存在しないのではないかと。今回行われましたこのテストは、文科省が十分調査研究をしたうえで行ったわけですから、私が今申し上げましたような偏見とは遠いところにあるのかもしれませんけれども。しかし、いくら工夫がされていても、1時間のテストでその子の、算数なら算数に対する学力全部を測るということは非常に難しいだろうと。これは、私の信念でありますので最初に申し上げたいと思います。

ご指摘がありましたように、この学力テストにつきましては、児童生徒一人一人の学力の状況を伸ばすことが目的でありまして、そのためにはどこでつまづいているかというふうなところを把握するのが目的だということに思っております。

したがいまして、テストの結果で例えば、あなたは90点でよかったね。あなたは30点だからもっと頑張りなさいという、これでは意味がないのであります。その子がどこでつまづいているのか、そこを一人一人について細かく点検して対応してやる。それが大切だろうと思います。

また、子どものやる気ですとか、家庭の応援、こういったことがこれからこの後、生かされていくように指導をしていかなければならないと、こんなふうに思います。

また、これも報道で行われておりましたが、学力テストといいながらも「早寝、早起き、朝ご飯」というふうな基本的な生活習慣がどの程度身についているかということも合わせて調査したところであります。こういったことも含めて、今後このテストの結果を一人一人の指導に反映していきたいと、こんなふうに思っております。

学力テスト、テストをやりますと当然このテストでやったときには、こっちの子の方が成績は上とか、平均点で見たらこの学校が上とかというふうなことは、当然表面に出てくると思います。しかし、最初に申し上げましたように、これが本当に子ども一人一人の学力、学校の学力を表すものかどうかということについては、なんとも言えない部分が多いと思いますので、私どもは、これを公表するとかという考えは一切持ってございません。

子ども達の学力を向上させる。これが切なる願いでありまして、旧4町の時代から、教職員を対象にした学習指導センターというふうなものを作って運営してまいりました。この春からは国語の専門家も含めて3人の指導主事が、そこで詰めております。教職員一人一人の指導力、あるいは教材開発の助言、こういったことを行いながら一人一人の子どもたちの学力向上に寄与していきたいと、こんなふうに考えておるところでございます。

したがいましてこのテストは、最初の繰り返しになりますが、一人一人の子どもをつまづきの、どこでつまづいているかというふうなことを把握しながら、そして教員がそれをどういうふうに対応するか。そういったことで、あくまでもそのための資料にしていきたいと思っております。今後ともこういう考え方で進めてまいりたいと思っております。以上であります。

阿部久夫君 学力テストについて

教育長の答弁はわかりましたが、今回の学力テストは、単に子ども達の成績ばかりではなく、各自治体、また教育委員会等々いろいろ調査する、と言っては悪いけれども、そういったところも検討していくというような内容だそうです。

確かに今、教育長が言われたように、やはり1時間ぐらいのテストでその子が良いの悪いのということは、私も同感だと思っています。やはり一番大事なのは、その生徒にあった個性をいかにして伸ばしていくか。それが私は先生、教師の本当の大事な仕事ではないかと思っています。

そうした中、私は1点、市にちょっと残念なところがありました。これは入学式の問題です。前に笠原議員も言ったことがありますが、やはり市も真剣に取り組んでいくと。そういったところが一番大切なのでありますけれども、市の職員を始め執行部、教育関係の方は

入学式には誰も出ない。こちら辺がだいたいちょっと外れているのではないかなと私は思います。今回の入学式でもそういった保護者の意見もありました。「なんで市の関係者が誰も居ないのだ」と。私は当然そう思いましたよ。そういったところがひとつの基本だと私は思っています。ぜひ、そういったところも改革し、またやっていただきたいとそういうふうに私は思っています。

もう1点であります。私はあまりスポーツは得意ではございません。しかし、子ども達が少年野球、スキー大会またいろいろな大会があるときは、できるだけ応援に行ったり見学しています。本当にすばらしい。大会などをやってみると感動を与えてくれます。

私は、そういった姿を何度か拝見していて、これは絶対学力テストばかりで教育の向上を図るのではなくて、なんとか明るく、そして自分達のこういったスポーツ。またスポーツばかりではございません。いろいろな得意分野の方も多くあります。そういったものを伸ばしていただきたい。そういう思いで、今回は4月に行われた学力テストを見て、ただ、勉強、勉強ではなくて、こういった教育方針をやっていただきたいという思いで、この一般質問にしたわけでございます。

やはり今、市も「教育特区」等で非常に県下で努力している。これは高い評価を私もいたします。それだけ市の教育委員会の方も、また市の方も、これだけ県下一番で新聞記事に載って、やっていくという意気込みはあるのですから、そういったいろいろな面に対しても積極的に伸ばしていただきたいと、そういうふうに思っています。もう一度教育長の見解をお伺いいたします。

教 育 長 再質問にお答えをいたします。

学力テストについて

ご指摘にありましたように、入学式については合併以来といいますか、合併前の3町の時代もそれぞれ対応が違ったのかなという気がしておりますが、これは定かではありません。ただ、合併以後はご指摘にありましたように、入学式には参加をしてこなかったというのが事実であります。

卒業式の際に、いろいろ市長部局と教育委員会で手分けしてというふうなことでやってきたわけありますので、同様な方式であれば入学式が出席ができないということはないだろうと、こんなふうに思います。また学校とも相談をしながら、やはりそこには出席すべきだという結論になりましたならば、なんとか工夫をしてみたいというふうに思っております。

2点目でありましたが、スポーツ・学問、それぞれその子その子、一人一人によって得意な分野、苦手な分野というのがあるわけあります。義務教育の段階では極力苦手な分野というものを固定させないように配慮して進めていきたいというふうに思っております。が、しかし、一方では得意な分野については、やはり早くから伸ばしてやる。伸ばすことができる、そういった対応も必要であろうと。こんなふうに思っておりますので、今後ともそのように努力してまいりたいと思います。地域の皆様や保護者の皆様からも特段のご協力、ご支援をお願いしたいと思っております。

議長 質問順位3番、議席番号23番・中沢俊一君。

中沢俊一君 通告をしておきました2点について質問、提言をさせていただきます。

1点目は、市が駅の西側に計画しておりました道路消雪用の井戸。私はこれにいくつかの疑問を残しております。承服しかねるというふうに通告文には書いておきましたけれども、先般の地下水対策委員会では、これを提出した担当部長の方で引き下げたと。保留したという話を聞いております。これについての質問であります。

もう1点は、逆に先頃市が示しました「教育特区」。私は、この申請の方針を非常に高く評価するものであります。構想の全体像を伺いながら、なお気づいた点があれば提言を加えたいということであります。

1 市の消雪井戸掘削計画は承服できぬ

さて、平成18年度は実に多くの市の基本計画が作られました。福祉関連から始まりまして、農業、男女共同参画、6つか7つの計画が作られたわけでありましてけれども、とても全部に私は目を通すことはできませんでした。ただ、南魚沼市が抱える世界的にも非常に珍しい環境条件。つまり消雪用の井戸水をくみ上げ、このことによって引き起こされる市の中心部の著しい地盤沈下。これに引き続きどう対応していくのかと。私はこれ非常に高い関心を持って、市の環境基本計画に目を通させていただきました。

当然のことながら、まず冒頭に、簡単に言えば、地下水に頼らない消雪、融雪、この技術に市を挙げて取り組むと、こう謳われております。参考までに塩沢、大和の皆さん方には一般的に知られていないことかも知れませんが、六日町の中心市街地はちょうど細長いすり鉢の中で、豆腐を固めたような深い粘土層の地盤の上に成り立っています。

この問題の粘土層ですけれども、非常に多くの水を含んでおる。我々が考えると砂利盤や砂の盤の方が、余計水を含んでいるように見た目には感じるわけでありましてけれども、本当は、粒子が細かくて表面積の多い粘土と粘土の間に、非常に多くの水が実は含まれているとこういうことだそうであります。

しかしながら、押し豆腐を想像してもらえばいいわけですがけれども、これを圧力を加えますと水が徐々に染み出てくる。水をくみ上げる場合はこの逆の現象でありまして、減圧をしていくわけでありまして、そうするとやはり粘土の層から水が徐々に染み出していく。そうして、粘土層が縮まる。これが激しい地盤沈下の原因であります。

そして、押し豆腐をいくら水の中に入れても元に戻らないと同じように、いったん縮んだ粘土層が元に戻ることは、非常に稀であるというか、非常に困難でできないということだそうであります。

さて、人間がこれだけ多く住む場所としては、おそらく世界一の豪雪地帯。この魚沼一体では、冬ともなれば大量の地下水をくみ上げてまして消雪に使ってきました。これがこの深い粘土層とあいまって、全国最悪の規模ともいわれる激しい地盤沈下が起きているわけでありまして。駅の西側にあります六日町中学校の階段を見れば、実に4段付け足してその高さを保ってきました。また、最近の大雪の2年間では、これに合計10センチ地盤が沈下しており

ます。

さて、こういう中で市は19年度の事業としまして、3年継続の事業でしたか、駅西に井戸の掘削。これによって市の幹線道路1,700メートルあまりの消雪を図ると。こういう計画を作成しております。そして、さっきの地下水対策委員会にこれが申請されたというわけです。

私は、市のこれらの一連の動きについて、一議会人としてまさに驚きを禁じえないというところがあります。よって、以下の4点につきまして改めて市の姿勢を確認しておきたいと思っております。

まず1点目として、18年度に、これは国の助成もありましたが1,000万円を投じて作成した地盤沈下に関する調査結果。これをどうとらえて、どう整合性を持たせて、この井戸掘削というそういう事業の計画に行き着いたのか。まずこれを教えていただきたい。

2番目としまして、これを掘削した場合です。これを断行した場合、今まで我慢をされていたこの市の中心部の規制区域に住んでおられる住民の皆さん、あるいは事業所の方々。こういう人たちが本本当に黙ってこれを見ているか。我慢しながら見ているかということがあります。そういう自信が市の方にあるかということ。

今の地下水の規制条例、平たく言えば規制区域では新しい井戸を掘ってはならないというこういう条例。これが制定された平成5年当時、町も地盤沈下をストップさせるという本当に緊急かつ長期間に亘る課題と、反面、道路法の第3条利便性や安全性を確保する、これについてはちゃんと雪道も安心して通れるようにしておかなければならない。こういう義務の中、当時の町はやはり地盤沈下を止めると。こっちの方に重きを置いてこの条例を制定した。こういうわけです。

そうして、当時の町民との間にある意味で紳士協定を結んだ。町民に不便を強いる代わりに、町は率先して他の方法を研究し策を講じて、この道の利便性、安全性を確保するように努める。簡単にいえばこういうことあります。

一環としまして、当時の建設省が進めておりました流雪溝の事業を取り入れる。非常にこれは、建設省直轄分を含めると、確か70何億だと思いましたがけれども、非常に大きな額の事業でありました。

そして、2番目としまして屋根融雪への補助、1軒44万円でしょうか。普通であれば希望者には全部平等に振り向けられるこの補助金を、町の中央部の規制区域の皆さんに集中的に絞り込んでこの限られた予算を振り向けてきた。

また、これは、実を結びはしませんでしたけれども、今ある井戸の利用料ということも検討したようであります。非常に激しい反対運動もありまして、これは立ち消えになりました。しかしながら、私もこの地下水対策委員会にいたことがあります。振興局の幹部職員がこのメンバーにおられまして、なぜそうしないんだと。そういう時代じゃないかと。当たり前じゃないかというような声もあります。また、こんなこともこれからは、あるいは検討されるかもしれない。

要するにいろいろな策を講じまして、二酸化炭素でいえば京都議定書、これを最も管理をする責任のある町が率先して調印した、批准した。こういうことであると思っています。こういうことがあってこそ、今、全国ワーストレベルになることがあるとはいっても、地盤沈下が抑えられていると私は考えております。

3番目でありますけれども、この駅西の幹線市道、もっとほかに手段があるかどうかを検討したのかどうか。例えばこんな案をこの間、言っている人がありましたので参考になるかと思うのですけれど。この路線だけにもう貼り付けておけばいい、除雪機とダンプを。そうすれば井戸なんか掘らなくても十分間に合うわけです。

仮にこの井戸を掘って1,700メートル余りの市道をそれで管理する場合、6,000万円という工事費が計上されております。仮に20年耐用年数があるとすれば、ほかのメンテナンス等いろいろ経費を含めれば、1億は下らないでしょう。同じことを除雪機とダンプを持った業者に任せれば、例えば10年間で5,000万円。私は乗ってくるような気がします。同じ経費で。

あるいはまた、ほかの市町村、例えば十日町や上越や旧新井市、こういうところでは建設課の中に特別に雪道をどういうふうに管理していくか、節水を進めるか。そういう係を常に置いてそういう水の工夫、水を制限する工夫、そういうことを進めていると聞いております。そういう努力を考えたとえでのこの決定であるのか。

さらに4番目であります。仮に地盤沈下が進みまして、今の、主に下水管でありますけれども、そういう地下に布設してありますインフラに影響があった場合どうするのか。ものすごく大きな補修のコストがかかります。また、地下水汚染も起こってくる。もしかしたら建物が壊れてきた場合、そういう補償だって市の方に降りかかってくるかもわからない。もっと進めば、今まで我慢してきた、そして屋根の上に400万円、500万円という大きなお金をかけて融雪装置を付けた皆さんが、今まで我々が払った分を、負担してきたのをちょっと補償してくれということだって考えられなくはない。そんなことを私は懸念しているわけでありませぬ。

一議会人として、これを認めて本当に将来にこういう長く多額に亘る負担をもたらした場合、本当に私は責任を取る自身がありません。執行部の方の見解を伺いますし、私の今言ったことが私の意識の足りない結果であって、もっともっといい方法があるのであれば、いい裏づけがあるのであれば、本当に聞かせていただきたい。こう思っております。

2 「教育特区」構想に最大級の期待

さて、項目2点目でありますけれども、この「教育特区」。これに最大級の期待をかけております。初日の市長の施政方針にもありました。国際大学と提携した「教育特区」の申請に取り組む。私は、本当にこれは快挙だと思っております。折りしも国際大学が開校25周年。世界50カ国から多様な文化を持ったそういう国々のエリートが学ぶこの学校。四半世紀を過ぎてようやくこの雪深い田舎町、田舎の都市と真の連携が始まるということでありまして、心よりこの英断に高い評価を下すものであります。

他の県にも英語教育に特化した特区の例が見られますけれども、質疑のときにも申し上げましたが、非常に限られた人数。また、広い範囲から生徒を募る。そういう意味では、私たちのようなこの6万3,000人の市、南魚沼市にはそぐわない特区ではないかと思って見ておりました。先般の答弁では、この市内の児童生徒にあまねくそういう恩恵が行き渡るような策である、構想であるということでありましたから、本当に期待をしております。

そこで、その概要を伺いたいというわけであります。市の方は具体的な中身は、国と協議して進めていくということでありますけれども、往々にしまして前途洋洋たる可能性を持った若い苗木に、バチン、バチンとはさみを入れて、本当につまらぬ盆栽に仕上げてしまうのが、今までの国のやり方ではなかったかと思っております。国際大学と密に協議をしながら、ある意味、国がたじろぐような案を提出してほしい、考えてほしい。そういうふうに期待しております。

例えば教員の評価。これは申し出をした教員に限ってもいいかと思っておりますけれども、これを市の方で評価ができるようなそういう特区にする。そしてこれが、その先生が転任してよその学校に行ってから以降の昇進にも、プラスに作用する。こういう権限を市が持つ。

今まで、ずっとこの南魚沼に来たい先生を募集しても、ほとんど手を挙げる先生がいなかったわけであります。赴任希望困難圏域。こういう不名誉な地域だったわけでありますが、こういう先進的な取り組みをやることによって、意欲のある先生方がもしかしたら大勢手を挙げて来てくれるかもわからない。そういう組織にしてもらいたい。これがひとつの案であります。

また、特区の財源であります。経済特区には原則として国からの財政的な支援はありません。これに、国際大学に大学院生を送り込んで来るそういう企業の方から、仮にこういうことも含めて国際交流基金の中で積み立てができるような、財源が賄えるような、そういう精神的なバックボーンを持ってほしい。こんなふうに考えております。

ややもするとこういう教育答申については、いや米百表の精神だ、教育は財政だけでなく、優先して財源をつけなければならない。こう言われますが、この米百表だって本当は他人のふんどしであります。長岡藩の自主財源ではない。本家新宅の関係にあった蒲原の三根山藩が戊辰戦争のお見舞いとして送ってくれたものであります。だから米百表の方に、ああいう学校を作る方に使われた。使うことが許された。

財源は早々軽々に自主財源で賄うべきではない。本当にぎりぎりに工夫をして独自の予算を確保すべきだところ思っております。こいうことも含めて、この「教育特区」の構想を伺います。壇上からの質問は以上であります。

市長 中沢議員の質問にお答えいたします。

1 市の消雪井戸掘削計画は承服できぬ

井戸関係につきましては、若干資料も検討結果も含めてお話申し上げますので、時間的にちょっと長くなるかもわかりません。それは私の時間でありまして、議員の質問時間には影響いたしませんので。私の答弁が長いなどと今回だけは言わないでいただきたいと思ってお

ります。

18年に作成した地盤沈下に対する調査報告書をどうとらえているのか、ということからまずお答え申し上げます。調査はご承知だと思いますけれども、地域の地質と雪、地下の利用特性、地盤沈下の発生特性、地下水利用特性と地盤沈下発生の関連性、そして地盤沈下発生特性を考慮した防止対策の評価ということについて調査をさせていただきました。結果は地下の地層の深部までの内容がおおむね把握できた。そして、現在実施している防止対策、これは公共井戸集中管理の効果は認められたということ。これについては評価すべき事項があったと。それから、今後の地盤沈下抑制対策についての提案。これも相当注目すべきものがあったということで、これは概念であります。

まず、この報告書に述べられておりますように、調査範囲に存在しておいた井戸の本数が1,210本であります。75パーセントが一般家庭であります920本。16パーセントが事業所198本。残りの8パーセントが道路消雪と公共施設。これは92本が道路で、公共が29本であります。こういう井戸の本数がここに存在しているということが一つであります。

2番目といたしまして、これがそれこそ私も驚きを禁じえなかったわけでありまして、帯水層別の揚水量というのが出ております。第1帯水層、これは地盤から50メートルまでの間です。ここでくみ上げられている水が20パーセント。第2帯水層、50メートルから100メートル間あります。ここでくみ上げられている水が80パーセントであります。そして第3帯水層、100メートル以上というのは1パーセント以内。

ここで皆さん方からもよく考えていただきたいところがあるのですけれども、旧六日町は40メートル規制をしてきたわけでありまして。ところが、この結果によりますと50メートルから100メートルの間で8割の水がくみ上げられているという事実であります。何を意味するのか。結局、40メートル規制という部分は効を奏してないということでありまして。どういうことであったのだろう。たった2割ですからね、第1帯水層というのは。まず、こういう問題点がひとつ。

そして、今現在、許容揚水量というのを試算してあります。これは約242万トン、2万立米ですね、一冬に。このくらいの水であれば、多くて2センチ前後の沈下で済むのではないかと。しかし、では現在どれだけの水が平均的にくみ上げられているかといいますと、一冬に401万トンであります。これから換算しますと4割の節水をしなければ、地盤沈下は相当大幅に起こっていくという。

それでここで節水機的能力がありますけれども、インバーター制御でやりますと、36パーセントから45パーセントの節水が可能ということになっております。今の基本制御ですと16パーセントから24パーセント程度の節水が可能。ですから、これからはインバーター制御の方向を、きちんとつけていかなければならないということでありまして。

そこでもうひとつあります。この第2帯水層。今、この1,210本の井戸のほとんどが上越線と魚野川の間であります。それから余川附近。今、私どもが計画しております駅西には、

井戸がほとんど存在しておりません。しかしながら地盤沈下は、一番激しく沈下しているのがあの駅西の地域であります。これは結局どこでくみ上げても、第2帯水層そのものの範囲であれば、八幡であろうが美佐島であろうが、結局こっちの方も全部影響を受けて沈下しているということです。

それでは、第1帯水層と第3帯水層という部分からくみ上げた場合どうなるかという、これは結果が出ておりません。ただ、第2帯水層そのものを非常に傷めているということでもあります。これを分散させるという方法もやはり考えていかなければならない。ただ、現存している井戸が8割ここにありますから、これをどうするかというそういう問題は起きてまいります。こうすることで、非常にこの報告書は将来を考える意味でも意義のあった報告書だというふうに思っております。

次に、掘削を行った場合の、規制区域内の民間から上げられる新掘削、掘りなおしの要望にどう対処するかということでもあります。まずこの市道駅裏線、野際病院線の冬期間における交通事情。これは言わずもがなでありまして、皆さん方十分ご理解いただけたと思っております。大変な交通量でございます。

それから、当初から比べますと宅地開発等が相当進みまして、投雪場所の排雪空間は、今だいたい1割しかありません。1割です。一時的な圧雪やそれこそ堆雪を余儀なくされると。これは冬期間、非常にあそこが通りづらい、道が悪いということで、毎年毎年大きな苦情が寄せられている。こうすることでもあります。

このたびの井戸掘削につきましても当然であります。今まで地下水に頼らない方策は、十分研究をしましてまいりました。去年だかおとし50万円の調査費を計上して、十二沢川の水をくみ上げてそれを消雪に利用できないかと。こうすることでありましたけれども、これは冬期間マイナス2度の水温であります。これでは相当大量にくみ上げて流すという方法を考えなければ対応できないと。これを見ますと十二沢川の冬期間の水量は、全く不足しておりますので、これは不可能ということでもあります。

ほかにも例えば温水の循環方式ですと、建設費が約6億7,000万円、維持管理費が年間2,200万円であります。電気ヒーター方式は建設費で約6億4,000万円、維持管理費は年間3,100万円。一般の今の井戸方式でいきますと、建設費は1億2,000万円、年間の維持管理は200万円という結果も出ております。

そういうことをすべて考慮し、また、いわゆる規制を受けている市民の皆さん方の心情、これも十分考慮をさせていただいたうえで、これは市民の皆さん方から、この部分については納得はしていただけるものだという、私は判断をさせていただいたところであります。

しかも、このことにつきましては、先ほど触れましたように、例えば掘削の井戸の深さは80メートルを想定していたわけですけれども、これは100メートル以上掘らせませす。第3帯水層から水をくみ上げる。それからインバーターの制御盤を使って、しからばどのくらいの節水ができるのか。そして100メートル以下といいますか、そこからくみ上げた場合の地盤沈下への影響、これらも当然調査をしながらやらせていただくということでもあります。

基本的には地下水をくみ上げないということが一番地盤沈下には効果があるわけでありましてけれども、先ほど触れましたように帯水層別にやった場合は、ではどういう結果が出るのか。ただ、せいぜい2本か3本の井戸ですから　今は1パーセントなのですね、先ほど触れましたように第3帯水層というところからは、それが3本入ったからどういう結果が出てくるか。これはわかりませんが極力調査をしながら。

例えば、昔から言われてきました塩沢地域では、80メートル以上井戸を掘らせている。そういう深部の方から掘った方が沈下が少ないのではないかという、そういう話もあるので。これはわかりません。

ただ、今言われることは第2帯水層を非常に集中的に痛めているわけですから、そこが沈下していることであります。第1帯水層や第3帯水層で沈下してはいないということです。第2帯水層部分が全部引っ込んでいます。

こういうことでありますので、冬期間のあそこの交通量の確保、交通事情の確保ということになりますれば、市民の皆さん方から、若干の批判は覚悟いたしておりますけれども、ご理解はいただけるものだというふうに思っております。

当然ですけれども一般家庭等の皆さんにつきましても、流雪溝の活用や間欠タイマー、これは家庭用融雪装置、これらを行政で支援できる仕組みの構築、これも考えていかなければならないというふうに思っております。

3番は、先ほど触れました節水システム研究など他の方策を研究し尽くした末の結論かと。もう研究し尽くしました。先ほどご提案がありました、当該路線を機械除雪で継続して対応する、ダンプと除雪機械を常駐させるという案もありましたけれども、それはそれでいいのです。ただ、その除雪期間時間中は当然ですけれども交通制限が入らなければ、除雪ができません。それはおわかりだと思います。ダンプに搬出させる。これを、毎日毎日繰り返すことになると、もう幹線道路たる意味も失われますし、決して住民の皆さん方から支持いただけるものとは思っておりません。

4番目の、下水管など多額の資金を投じてきた「地下インフラ」に被害が及んだ場合ということでもあります。どういう形で責任を取るかというふうに触れられましても、責任の取りようと言いますか、結局、今、もう約1メートル沈下している。あの六中の部分は。

しかし、これだけ沈下しても今のところ「地下インフラ」に被害が出たという状況は見えないのです。ということは、全体に均等に沈んでいるということでもあります。沈んだ方がいいということではないですよ。ですから、不等的なあっちが浮き上がってこっちが沈んだという、そういう部分というのはほとんど見受けられませんので、そういう大きな被害がこれから出てくるとはちょっと考えづらいのです。その部分はですよ。

ただ、この庁舎みたいに基礎杭が打ってある部分はこれは全部浮きますね。全体的に沈むわけですから。これは、支持基盤に基礎杭が入っている部分は浮いてくる。まあ、六中だって同じわけでありまして、階段が浮いたということでもあります。

一般家庭も地盤沈下によって、被害があったということはいっさい聞いておりません。下

水管も同じであります。水道管も同じであります。しかし、当然ですけれども、整備をする際にはフレキシブル管の利用だとか、そういうことを考えながらやっているわけです。今、毎年、毎年、布設を終わった下水管、何年か経過した下水管についても調査をしておりますけれども、今のところはそういう被害が出ておりませんので、被害が出た場合どうするかということなのです。

ただ、この3本の井戸によって被害が甚大になるということは考えられないということなのです。そして、当然今ある井戸も含めて、先ほど触れましたようにインバーター制御とかそういうことをして節水を図っていこうと。

究極的には、やはり井戸は私は止めたいと思っているのです。ただ、いろいろ申し上げてきておりますように市の財政の中でこの方法を実現することは非常に難しい。それで今、国県に対しましても何とか地盤沈下は災害だという観点に立っていただいて、災害救助法の適用でも受けながら高率の補助等をいただかなければ、いわゆる貯水ダム方式とか、送水方式とかそういうことは実現できません。けれども、目指す方向はそういう方向を目指していきたい。これは時間がかかります。時間がかかりますが、この地下水の井戸掘削だけで今後ずっといこうという考え方ではありませんので、そこもご理解をいただきたいと思っております。

2 「教育特区」構想に最大級の期待

2番の「教育特区」についてであります。これはこの後、教育長から答弁させますけれども、この構想につきましては、故・広田利三さんからご寄付をいただいた部分の活用方法。あるいは学園都市構想の実現方、これらを考慮する中でこの「教育特区」ということが浮上してきたわけであります。これを、学園都市構想実現や広田利三さんの遺志に報いるためにも、これは決断しよう。そういうことで決断をさせていただいたということになります。

財源につきましては、当然ですけれどもそれぞれの方法を考えながらやらなければなりません。しかし、他人に頼ってばかりということでもなりませんので、どの程度のお金がかかるかというのは、これから教育委員会の方で試算もいたしますけれども、それはそれとしてきちんとした特区にして、世界には言いませんけれども日本に誇れるような「教育特区」にしていきたいと。

今、英語の教育特区というのは日本国内に何箇所が存在をしておりますけれども、議員おっしゃったように、やはり一面的といいますかそういう部分があります。今日の読売新聞のコラムに載っていましたが、日本語教育の特区というのも始まったそうであります。どちらもそれぞれ素晴らしいわけですが、私どもも、なんだこの程度か、やって何の効果があった、ということのないような方法を、教育委員会を中心にしてきちんと構築していきたいと思っておりますので、またご理解とご支援をお願い申し上げます。以上であります。

教 育 長 2 「教育特区」構想に最大級の期待

お尋ねの「教育特区」に関連して答弁を申し上げたいと思います。議員のお尋ねは、「教育特区」ということでありましたが、市長の所信表明を受けての一般質問。こういうふうを受

け止めておりますので、若干同じく所信表明の中でありましたインターナショナル・ビレッジの構想との関連も含めまして説明をさせていただきたいとこのように思います。

私ども南魚沼市教育委員会が発足いたしましたしてから、国際大学という世界的にも稀な財産を生かしながら、地域の子供達に国際理解教育を広げていきたいと、こんなふうに念願しておったところでありまして、なかなか財源の確保ができませんで、延び延びになってきたというのがありました。

まず、インターナショナル・ビレッジの構想の方を簡単に申しあげたいと思うのでありますが。すべての小学校中学校に国際大学の学生の皆さんから定期的に通っていただいて、そして、そのそれぞれの母国の文化ですとか、生活の習慣ですとか、伝統ですとか。そういったことを子供達に語っていただくというふうなことがひとつであります。

それからもうひとつは、中学生の皆さんに国際大学の校内を主に活動の場所といたしまして、そこで短期の1泊2日程度でしょうか、主に英語だけで生活するというふうなキャンプもやらせてやりたいと。そんなふうなことをかねて考えておったところですが、今ほど申し上げましたように財源の確保が困難というふうなことで、実現ができないできたというのがありました。

そこで、今回、さっき市長が申しあげましたが、3,000万円のご寄付、そして、旧塩沢町から持ち越してまいりました基金の用途について、使い方についての条例改正もいただきましたので、よそから全く財源が確保できない場合には、この基金を活用させていただいて取り組もうというような発想の中で、この一連の計画を組み直したところであります。

今、インターナショナル・ビレッジ構想としてやりたいと思っておりますのは、まずは小学生を対象にした1泊2日の国際大学の学生さんとの交流キャンプ。そして先ほど申し上げた中学生を対象とした、1泊2日ではありますが、ほとんど英語だけで過ごすキャンプ。そしてもうひとつは、中学生20人程を1週間から10日程度、アメリカに派遣いたしまして現地の文化、伝統そういったふうなことに触れてもらう、そういう中学生の研修事業。この3本をあわせて、まだ総合的な名前を付けておりませんので、今のところはインターナショナル・ビレッジ構想というふうなことでございます。

そこで、これらを進めていく際にいくつか今の教育制度の中では、乗り越えることが難しいハードルがあります。例えば、今、小学校の先生は英語というものは教科として指導をしておりません。この方々に、にわかに英語の研修をなさいと言いましてもなかなか難しいところがございます。

そこに、日本語がほとんど話せない国際大学の留学生の方が訪問いただいても、どちらもなかなか会話が成立しないというふうなことが考えられます。そこで、市費で何人かの英語の講師を雇用いたしまして、そして小学校、できれば小学校・中学校での英語の免許を交付したいところではありますが、ここらは、まさに今、まだ申請したわけではありません。「特区」のこれから国との調整の中でやっていくところでありまして、できるかできないかはちょっとわかりませんが。そんなふうなところで英語の講師を採用して小学校の、例えば国際大

学の学生さんとの、子どもたち、小学校の学級担任、そしてその講師に一枚かんでいただいて、国際交流活動を円滑に進めると。あるいは、中学校で英語の先生がどうしても足りないところに授業をしていただくとかというふうなことをやっていきたいと思っております。

したがって、「特区」の方での中心となりますのは、小学校での国際化を新設しての国際理解教育。そして、もうひとつは教員の免許の関係で、私ども市教育委員会が英語の講師に免許を交付するという、この2本が大きな柱になるかというふうに考えております。

これらの活動をとおしまして私どもがねらっておりますのは、小学生の低学年の段階から豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身につけさせること。そして、いろいろな留学生の方々と触れ合うことによってそれぞれ、何と申しますか一人一人、人間一人一人それぞれ違って当たり前。人種や言葉、文化は違っていてもみんな同じように家族や友達を大切にしていると。そういったふうなことを理解させるとともに、あわせて住んでいる南魚沼の地域の文化、伝統、歴史そういったことについても、もう一度振り返る機会にさせたいなあとこんなふうに思っているところであります。

以上のような取り組みを始めることによりまして、議員からご指摘のありましたような意欲ある先生が大勢集まっていただけ、そういうひとつのきっかけにしたいと思っております。もうひとつは、今、このための財源がどのようなものがあるかということについては、市長部局ともあわせて、今、鋭意検討中であります。

議員からご指摘ありましたように、少しでも利用できる財源があればこれらは積極的に利用していきたいと思っておりますし、あるいはこういった活動を開始することによって、市民の皆さん、あるいは企業の皆さん方からこの基金へのご寄付をいただけることもあるかなと、こんなことも期待を持っているところであります。

それぞれさしあたり何もなくても、最初に申し上げました、いただいた3,000万円、そして塩沢町から持ち越してきた基金、これらを使いながら当分は対応してまいりたいと。このような考え方でございます。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時25分といたします。
(午前11時09分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
(午前11時25分)

議長 一般質問を続行いたします。

中沢俊一君 1 市の消雪井戸掘削計画は承服できぬ

ポンプのことについて伺います。先ほどの答弁ですが、市長はこう言われましたよね。40メートル以下という規制をかけていながら・・・以下です、掘削の長さが。くみ上げる量は8割が第2帯水層、50メートル以深であると。これをもって40メートルという規制をかけながら、多くの場合で申告よりも深く町民は掘っていたというような表現をなさいました。これはちょっと覚えていてくださいね。

もう1点、次です。これは、量であって井戸の本数ではありませんよね。くみ上げ量です。

そうですね。今、家庭の本数が920本、公共関係が100本前後というふうに聞きましたが、稼働時間についても市長はご存知だと思います。昨年の例を取りますれば、一般家庭で回転させている時間は1シーズン47.6時間。これにかわりまして公共施設がくみ上げている時間が214.6時間。家庭ではこまめに点けたり消したり、自分が払う電気料ですから節水をしております。4.5倍の差があります。

これでもう本数が半分近くまで縮まった。あとは井戸ポンプの口径であります、能力。比べものにならないほど公共関係は大きいわけだ。だからここで50メートルから100メートルまでの第2帯水層からのくみ上げ量が、当然のことながら80パーセントになっていくわけです。そして、第3帯水層、第1帯水層、やってみなければわからない。調査しながらやっていく。こんなことを我々議会が通せますか。

まだまだ日本がやっている調査捕鯨の方が本当に科学的である。しかしながら、多くの国から賛成が得られないのです。こういうことを発表して実行して、本当に多くの今まで我慢に我慢を重ねてきて、紳士協定を結びながら平成5年の条約を認めてきた市民町民の皆さんが、本当に許してくれますか。

それに下水管には今まだ目立った故障はない。しかしながら、塩沢や大巻から下の方の地盤は安定しています。ここだけが下がっている。だとすると、本当か私はわかりませんが、管が宙ぶらりんになったような、中だれになったようなかっこうになっていくというふうに思いませんか。

そして、何事でもそうですけれど、水だってそうです。お湯に沸騰する99度、98度までは黙っています。あとの2度で沸騰を始めるのです。今はたまたま調査をしている管がなんともないと言っても、ある日突然いっぺんに来る可能性だってあるのです。藤原紀香だって一日に何回かトイレに行くのです。もし、ある日突然そうなった場合、市民の皆さんにどう言いますか、あなたは。どう対処しますか。

それから、まあ今回井戸を掘ったとしまして、一般の市民の皆さんから担当課にはじゃんじゃんとは電話が来ると思っています。そうなるかどうかはわかりませんが、そういうプレッシャーに職員が耐えていけるかどうか。その辺のことも考えていただきたい。

2 「教育特区」構想に最大級の期待

「教育特区」につきましては、本当に私は静かに見守っていきたいと思っています。本当に期待をしております。期待をしておりますから、くれぐれも国の方から無情な干渉を受けずに本当に地域の将来について考えていただきたい。

また、もう1点付け加えますれば、ただ、国際大学の学生さんからいろいろなことをいただくばかりでなくて、この地域も例えば直江兼継 謙信を上回る人物だというふうに言われていますけれども、こういう町でこういうものをバックボーンにしながら我々は教育しているのだと。そういうことをやはり世界に発信してほしい。

学生さんが日本に来て訪れる一番人気があるところは、ひとつは山口県の萩市です。山口はご承知のとおり、8人の総理大臣を輩出してきました。あそこの「松下村塾」に始まりま

して今の「明倫小学校」。私ども視察に行きまして本当にびっくりいたしました。小学校2～3年生の子どもが、詰襟の学生帽をかぶって黒い制服を着て、町の中を歩いています。たった一人で。でも、そして副読本を見れば、本当に難しい漢文で書かれたああいうのを毎日毎日暗証している。小学校1年生からです。そういうところからやはり、教育の姿というものを作り出していこうとしているわけです。

また、喜多方で町おこしをしている方に聞いたことがありますけれど、何度も何度も日本に来られたヨーロッパの方が、5回目に来て、本当に日本がいやになった。もう来るつもりはない、という人を会津の自分の生まれ故郷に連れて行ったそうであります。そこでは、白虎隊のこともあるのでしょけれども、選ばれた高校生が毎年、毎年、剣舞を演舞している。そこから何を学びたいのかはわかりませんが、「私はもう一度自分の国に帰って、来年もう少し友人を多く連れてここに学びに来る。」そう言っておられたそうであります。そんなことをこのまちからも、長い時間をかけてもいいです。発信して行ってほしい。そんなことを私は期待しております。

私も広田利三さんのご家族にもお会いしました。本当に心から私はお礼を言いたい。こういうきっかけを本当に生かしてください。思っております。以上です。

市長 中沢議員の再質問にお答えいたします。

1 市の消雪井戸掘削計画は承服できぬ

その、いわゆる第1、第2帯水層の、私は先ほど水量的なことで申し上げました。しかも、今おっしゃっていただいたように、一般家庭が約48時間、そして公共が214時間ですか。これも数字は承知しております。しかし、一般家庭の本数が910本、これは75パーセントです。そのほかに事業所が198本、これも民間であります。これを合わせますともう91パーセントはいわゆる民間の井戸であります。

これがすべて例えば40メートル、いわゆる第1帯水層から揚水をしていたとすれば、第2帯水層からこれだけの水が揚がることはあり得ない。時間的には5分の1ですね。ところが本数になりますと、それは口径もあろうが10倍以上です。どうひっくり返してみてもそういうこと。

ただ、私はべつにそれを非難しようとかでは。40メートルということをやりながら、そういうことでなかった実態がここに浮かび上がったということでもあります。それをどう責めようとかそういうことではありません。しかも、先ほど触れましたように公共分についてはこれから掘るとかという部分だけではなくて、今ある公共用の井戸については徐々にインバーター方式を取り入れて、3割から4割の節水をしていこうということでもあります。そういうふうにご理解をいただきたい。

市民の皆さんから理解が得られるか。これは、何の目的もなく市が自分達の勝手に、都合で井戸を掘るということであれば、これは理解が得られませんが、今の駅裏線の交通事情、そして降雪期のあの事情を考慮していただければ、私のご理解がいただけるものだと。いただけない場合は、私はいただくように努力しますけれども、いただけるものだというふう

思っております。

職員のプレッシャー。これはプレッシャーがあるかどうかということも含めてですが、いよいよであれば全部私に対応します。電話をみんな私のところに廻してもらってけっこうです。当然、私の責任でやるわけですから私がいる期間とか時間があれば、きちんと対応させていただきます。それが職員がプレッシャーでとてもだめだということであればです。

しかし、職員たりとて、ただ単に井戸を掘ってそれでよしとしているわけではなくて、諸々の事情を考慮してやむを得ない処置という部分です。ですから、当然ですけれども対応はしていただけるものだと思っております。そういうことだと思います。

そして、今、これも先ほど言いましたようにこれがすべてではなくて、では第3帯水層からそうして揚げる、そしてしかもインバーターをつける。では、どのくらい節水ができて地盤にどのくらいのどういう影響がでるか。これも、ずっと調べていかなければならないわけですから、そういうことも含めて、試験的というか実験的な部分も含めてやらせていただきたいということでもあります。

ある日突然。ある日突然なんてことは何事にも出てきますので、それをもってすべて地下水のくみ上げが原因で、あそこが切れただのあそこが引っ込んだだのなんてことになるか、それはわかりません、私も。100パーセントの自信もありませんし。ただ、そういうことには至らないだろうという程度です。確かに、科学的な根拠の裏づけもありません。そういうことですから、ただ、そういうことにならないような方法をこれから模索していかなければならないということです。

ですので当初触れましたように、特に公共用の井戸については、節水型の感知器を取り付けて揚水量を今までより減らすと。この路線ばかりでなくてですね。この路線がどのくらいの水をくみ上げるのか私はまだちょっとわかりませんが、当然ですけれどもそれ以上の節水を他の路線でもしていかなければならないということです。

どういうふうに事情をそんたくしても、これは批判はあるかも知れませんが、この井戸はやらせていただいて、そして住民の皆さん方の生活と交通の利便性をきちんと図っていかなければならない。特にまた病院にも通じる道であります。いろいろの生活道路でもあります。

そういう諸々の条件を熟慮したうえで、そういうふうにさせていただきたいということがあります。ご理解がいただければ、それはそれでどうしようもありませんけれども、極力ご理解をいただきたい。そういうことでもあります。

教 育 長 2 「教育特区」構想に最大級の期待

議員のご指摘にありましたように、これまで国際大学がここに開設されて25年でありましたが、学生と広い市民との交流という点については、はっきり言って私ども市の側、あるいは町の側といいますが、市の側の方で十分な交流ができていたというふうには考えておりません。

せっかくここにおいでいただいて、だいたい2年ぐらいここで生活していただいているわ

けでありますから、この方々にこの地域のことをもっと詳しく知っていただくということが、まず第一歩だろうというふうに思います。

それで、いささか脱線するような感じもありますけれども、先般、オーストリアのセルデン市の皆さんがおいでになったときに、テーブルに一人ずつドイツ語に堪能な方がおられました。私のテーブルには日本人の方でドイツ語に堪能な方がおられましたので、この直江兼継公の「愛」の前立ての部分を若干通訳をお願いできないかをお願いしてみましたが、そういう部分はとても短時間でできるものではないと、こういうお話でありました。

したがって、例えば国際大学の学生さんから市内でホームステイをしていただいて、そういう折々の中でそういうことが伝えられる。あるいは私どもが兼継公の訴えた「義」「愛」というふうなことをどこまで日頃実践できるかで、また、そういう姿を見ていただくことで、本当の交流、あるいは新潟に来て良かった、南魚沼に住んでみて良かったというふうに言っただけの評価につながるのではないかなど、このように考えております。

したがって、先ほどは学校教育の場面でのことを申し上げましたが、この後は市民全体の取り組みとして一層の学生さんとの交流を深めるような、そういう取り組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

中沢俊一君 1 市の消雪井戸掘削計画は承服できぬ

市長のその「掘ってみなければわからない」というところに終始するのでしょうか。この地盤沈下の調査結果ですよね。これは初めて15～16年前になりましょうか。もっと前になりましょうか。国の調査があったとき、それから平成5年の条例制定までは、さらにまた井戸がかなりの本数掘られて、このデータがすべて今回の調査には載っております。すべてとは言いませんけれども、かなりの量が載っております。

そして17号バイパス等のボーリングの地質調査もある。さらには、自動水位観測装置というのが平成4年から付きました。全国に先駆けてとのことだというふうに聞いておりますけれども。これを調査した人は、地震の断層の調査なども含めて、やはり学会では地質についてはかなり権威のある方です。学者であります。そしてもう一人、県の職員でただひとりと言われているこの地盤沈下専門のある意味職人ですね、こういう方がチームを組んでやられた。そうして、深く掘っても地盤沈下の影響のあることに変わりはないと言っているわけですから。これを机上の空論というふうに言っているのでしょうか。

「掘ってみなければわからない」それはそれで市長がそう考えていればそれでいいとしまして、私は、では仮にその沸騰点を超えてある日突然、地下インフラに支障が生じた場合、あなたが責任取ると言ったら膨大な時間とお金がかかることを、責任なんて取れるわけがないと私は思っております。私も議会人としてとてもではないが、こういうことが出てきたら賛成なんかできません。責任取れないから。もう一回伺いたいと思います。

2 「教育特区」構想に最大級の期待

教育長ですが、直江兼継。私はこの「天地人」を見て、もうひとつ突っ込んでもらいたかったなと原作者に対しての希望がありました。私も上田史談会のメンバーとしてこの誘致に

かかわってきたものですから、たびたびそんなことを内部でも言わせてもらいました。

というのは、秀吉が当時の朝鮮に出兵して行ったとき、直江兼継が持ち帰ったのは宋時代書かれた漢書、後漢書、これは今、国宝になっております。米沢の方には中国から研究者が時々は見に行くというほどの代物でございます。漢の時代、どうしてあの大中国が政治あるいは行政に対して治めていったかという手本になる本であります。

また、彼は銅の活字を用いた活版印刷を日本で初めて手がけました。これは何を物語っているかという、やはり家康や秀吉みたいに全部日本を自分で治めようとは思わなかったでしょうけれども、少なくとも上杉がある程度の藩徒を取ったうえで自治をやっていく。そのためには、均質で大量の文書が必要であったと。そういう、私は先見性の基だと思っているのです。これは今、こっちに学びに来ておられる第三世界の学生さん。本当に国を作っていく基本になることですから。こういうことも頭に置きながら、これからの交流にあたっていただきたい。答弁はいりません。よろしくお願いいたします。

市長 1 市の消雪井戸掘削計画は承服できぬ

中沢さんの質問にお答えいたしますが、ちょっと見解が違っているという部分がありまして、掘ってみなければわからないという、それは確かにそうなのです。だって、科学的な根拠というものが私どもにはありませんので。例えばでは1,000メートルから掘ればいいのかとかそういうことはわかりません。それは、そういうことを申し上げました。

ただ、先ほども触れましたように、第2帯水層からの取水が非常に多いものですから、ここにものすごいダメージがあると。ですから、第2帯水層でなくて第3帯水層から揚げれば、第2帯水層のダメージそのものはそこには至らない。今、言われているのは、私も県の職員が、いわゆる全部すり鉢上だと、どこから水を揚げても沈下するのだ、といった話はお聞きしておりますし、この調査結果もだいたいそういうことは裏付けているわけです。美佐島や八幡の方でくみ上げた水でこっちを地盤沈下させていると。それはわかります。

それが、今、全部第2帯水層にほとんどですよ、水の量も含めて集中しているものですから、そこにものすごいダメージがある。これが、第1帯水層、第3帯水層に例えば分散されたときに、そういうダメージがあるかないかと、これもよくわからないのです。これがまずひとつ。

そして私の判断では、第3帯水層から揚げる方が、第2帯水層から揚げるよりはダメージが少ないだろうと。そういうことで80メートルの予定を100メートル以上にしてくれと。こういうことを話しているわけです。

もうひとつ、納得をいただけないという、それはそれでわかりますが、私達もさっき触れましたように、いたずらに井戸を掘ってやればいいやということをやっていたわけではないのです。いろいろのことを検討して、そして今の実情を勘案した中で、当面はこれ以外にやはり交通を確保する道は非常にないと。時間も含めて、きちんとした除雪態勢、融雪態勢を整えて、皆さん方から不満のないようにご利用いただくには、今のところこの方法しかないということです。決して好んで井戸を掘りたいというわけではありません。それはひとつご

理解いただきたい。

最後の責任ですけれども、責任なんて取れるか取れないかわからないという、それはそうです。それはそうですが、私も、例えば今の井戸を掘ったから沈下したなんていうことにもなり得ないのです。ですから責任がどうだこうだなどという話をする事態の方が、ある意味ではナンセンスです。

そうならないように、今ある公共の井戸、90何本ですかあるわけですから、そこに順次インバーターの節水型のタイマーを取り付けて、そして揚水量を抑えていくということです。今はそれしか方法がないわけです。ご理解いただけでしょうか、今はそれしか方法がないということは。

もう一回言いますけれども、今の駅裏線の除雪体制をいろいろ全部考慮しました。機械除雪も含めてですね。しましたが、これがベターとは言いませんけれども、これ以外にないだろいというそこに落ち着いたわけです。

ですので、皆さん方からご理解をいただきたいと。理解なんてされないと言われればそれはそれで仕方ありません。仕方ありませんのでこちらで強行でも何でもしてするか、ということになるわけですが、そこまでは触れませんけれども、やらせていただきたいということでもあります。

確かに沈下しているのはこの区域ですから、そこと沈下しない区域との連結部というのは心配があるのですね、あります。ただ、今まで1メートルも沈んでいるのに何の変化も出ていないということもあるものですから、どういう結果がでるかということは、それは私もわかりません。わからないのです。だけでもそうならないように、この井戸を掘った以上に節水をしていくと。そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時47分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 一般質問を続行いたします。

質問順位4番、議席番号22番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

機構改革を検証する

1点だけあります。機構改革を検証するという事で質問をさせていただきます。この4月から分庁方式、課制を廃止しまして本庁方式、部制ということでスタートいたしました。副市長あるいは事業管理者を設置し、あるいは部長を設置したところであります。

市民センター、塩沢と大和に設置をした市民センターについては、市長の所信表明の中にも概ね支障なくスムーズにスタートしたということで喜んでいますが、私はその中で、今、部制ということでやっきたわけですけれども、ここに次長という職を置いてあります。この部制をスタートするいちばんの目指すところというのは、簡素で効率的なそして権限を

きちんとその方々に与えて市民要望に応えるという、そういう中であつたわけです。

まだわずか2カ月ちょっとということで検証というところまではいかないかも知れませんが、この機構改革がスタートしてどのように感じているか、そのことをお聞きいたします。以上であります。

市長 笠原議員の質問にお答えいたします。

機構改革を検証する

この機構改革そして部長制、次長制ということであります。機構改革そのものにつきましては、今のところ施策の展開、あるいは決済、これらについて部ごとに相当迅速化されまして、意図が十分に今のところは発揮されているのだろうというふうに思っております。

おっしゃっていただきました市民センターにつきましても、今2カ月ちょっと経過いたしました、それぞれセンター長以下職員の頑張りもありまして、大きな問題は生じておりません。不平不満等も、塩沢地域の市政懇談会を4箇所やらせていただいたわけですが、その中でも一切そのことについての不平とか不満とか、そういうことは出ていなかったわけです。6月の職員の朝礼の際にも、職員によくやっていただいて本当にありがたいことだということは申しあげたところであります。

今後まだどういうことが起きてくるかわかりませんが、21年には本当に今度は本課機能、これがすべて集中するわけですので、それまでに問題点がどうあるのかこれらを検証を重ねながら研究していきたいと思っております。

次長につきましては、私が次長に任命する際にそれぞれの次長にすべて専門的といいますか、このことを重点的にやっていただきたいと、こういうことを命じてそれぞれ着任していただいたわけでありまして。

地方公務員として相当年数を経てそしてその中で培った能力あるいは経験、これらが本当に豊富な皆さんでありますので、難しい課題にもきちんと取り組んでいただいて、それを研究して施策に生かしていくという方向では、今のところその迅速性という部分が次長があるが故に損なわれているという部分というのは、今のところはまだ見えておりません。

しかし、これは永続的に次長制をずっと採用していくかといいますと、これはそういうことではないと思っております。発足したばかりのその部長制、そしてその部長をある意味では補佐する次長、しかもその中に特別といいますか次長に与えられた任務、これらをこなしていただくわけでありまして、ある程度落ち着けば、これがどうしても必要か。それは部署によって必要という部分もあるかも知れませんが、すべての部分に今次長が今後ともずっと永久的に必要だということだとは思っておりません。この制度が定着して皆さんが慣れていただく。そうなった時点でもう一度考え直したいと思っておりますけれども、今そんな感じを持っております。

専任の次長そして兼任の次長と居りますけれども、これはその部の中の業務の特殊性、あるいは全体の職員数これらを勘案して、兼任、専任を選定をさせていただいたところであります。概して今は順調にしているものだというふうに考えておりますので、またご批判等

があったらお聞かせをいただきたいと思います。以上であります。

笠原喜一郎君 機構改革を検証する

昨年10月の30日に総文の委員会があったわけです。そこでこういうことで19年度からスタートしたいということで、組織組み立ての基本的な考え方というようなことで提示をさせていただきました。先ほど言ったように課制から部制、あるいは分庁方式から本庁方式に移行するというその中で、基本的にはスリムで効率的な行政組織。そして意思決定過程の簡素化された組織。機動性に優れた組織。市内分権や市民との共同体制に対応可能な組織という4つのことを掲げてスタートしたわけです。

ではどういうふうに行政改革をしていくかという中で、現行は課が27あるのが21になるとか、あるいは係が73が60 市長部局でありますけれども そういうふうに具体的に出てきたわけです。このことは部制に移行する中で、1つはやはり市民のサービスへの本格的に的確に対応する組織を作っていくということ。それからもう1つは限られた財政の中で、やはり効率的にその組織をまた再構築をしていくという、私はそのことがあると思うのです。

今の次長という部分を取り上げさせていただきますけれども、確かに市長は、産業振興部であれば企業誘致だとか、あるいは教育次長であれば学校再編だとか、そういうふうな大きなプロジェクトがあるからということと言われたことを覚えております。

しかし、私が議員をやってきた中で多分12年に介護保険がスタートしたと思うのですけれども、その時でさえも全く新しい事業をするときでさえも、その課長があるいは係長が本当に平常の業務をこなしながらやってきたと、私は思っているわけです。

ですから確かに市長が言われるようなことも、それは言われればやはりそうかなという部分もあるわけです。だけれどもそれをやっていけば、行政のスリム化というかそういう部分というのは、私はなかなかできないのかなというふうに思っています。そういう意味で次長制について「何年か経って慣れてくれば」というような言い方をされましたけれども、私は次長というのは屋上屋をつくるものであって、決してこのことがスピーディーに迅速に対応する上で、私は必要はないというふうに思っています。そういうことでもう1回お聞きをいたします。

それから6月議会始まったばかりですので、この部長制がスタートをして12日に議会が始まって1日しか審議をされていませんので、その中で私が感じたことをちょっと述べさせていただきます。今までは質疑というのは課長さんが答弁をされていたわけですが、今6月議会からは部長さんが答弁をします。しかしどの課に行っても何かの用があって課に行ったときに、その担当の係がいなければ、なかなかきちんと応えられないというのが行政の複雑化した中でのやはり現実だと思うのです。

そういう中でいくら長い期間行政をやってそして部長という職務であったとしても、一般の細かいことまで果たして答弁できるかということ、私は疑問を持っています。そういう中で教育委員会の場合は教育長が基本的な部分を答えて、あとの細部については課長だとかとい

うふうな形で今までやってきたわけですが、私は議会の答弁もそういう形でいいというふうに思っています。

課長がそういうふうな答弁をしながら、答弁能力を高めたりまた勉強をしたりということが、そこで勉強してまたいくのかなというふうには私は思っています。

今の議会であれば、市長始め部長が答弁をするだけです。あとの方は本当に自分のところへは向いてこないという感じですが、細かい部分については課長から答弁をさせますというような柔軟な対応をして、そしてやはり課長も発言をする、しなければならないという、そういう緊張感を持った中で議会というのもあっていいのかなというふうには思っています。そういう意味で先ほどの次長、そして議会の答弁等について再度市長のお考えをお聞きします。

市長 機構改革を検証する

再質問にお答えいたします。介護保険導入の際は確かにそういうことです。しかし、これははっきり私は記憶しておりませんが、どの程度であったか知りませんが、介護保険導入という部分で職員を増やしたと思っているのです。今はではこのことの、例えば先ほど話に出ました産業振興部で直江兼続は飛び込んできたわけですが、いろいろな部分ではそのために職員を増やすからということにはしてなくて、しかも例えばこの部分で触れていけばちょっと課が分かれているという。そういう部分も含めて、産業振興部の次長はこういうことを重点的にやってくれと。教育はこうです、建設はこうですということを振りつけたわけでありまして、それが100パーセントだとは先ほど触れましたように思っておりません。しかし、やはり有能な職員の能力が発揮できる部分ということもやはり必要でありましたし、当然ですが、移行期間というふうにはひとつお考えをいただきたいということです。

議会の答弁につきましては、これはそうするのです。ただ、一般的な部分ではここにもう座る数が限られておりまして、例えば決算時等になればその款ですか、款項目の款。ここに該当する部長、課長は全部ここで答弁していただくというふうにさせていただきますし、何か具体的なこういう部分でのということがあれば、例えば総務部の財政課長と企画制作課長は出なさいとか、それはやります。今ご承知のようにこういう数でありまして、ここにすべての課長を配列させるというわけにはいきません。

そういうことも含めて部長・次長が中心的に一般的なときは答弁してもらいたい。今、おっしゃったように細かい部分が出てきてなかなか全部は把握できませんので、一応課長は全部待機しています。その中でまた必要であれば課長にも答弁させるということです。課長は一切答弁しなくていいということにはしておりませんので、これもまた若干の移行期間だというふうにご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

笠原喜一郎君 機構改革を検証する

私はこの質問を提出したりして、職員がちょっとこのことについて反応がありました。「笠原さん、あれかね、次長不要論か」というような話がありましたが、私もそこまではっきり

り書けないという話でいたわけですけれども。ただ、職員の中にでも、やはりポストを作らなければならないということで次長を設置したという見方をされているという方もあるということだけは、ぜひ胸の中に置いて執行していただきたい。

市長が言われたように、重要案件があるから設置をしたという見方、市長が言っているような見方と、そうでなくてポストを作らざるを得なくて次長を設置をしたのだというやはり職員の見方もあるわけです。私はそのことを、本当にこれはそのことが事実として職員が持っているのであればなかなか大変なことだなというふうに思っていますので、本当にこれからの市政運営の中で心して当たっていただきたいと思います。以上です。

市長 機構改革を検証する

今おっしゃったことは、部長、次長これも含め係長も含め、私の耳にもそういうことは聞こえてきております。いろいろの考え方もありましようけれども、皆さん方からそういうことを思われぬように、そこに就いた人からきちんとやってもらうということで払拭していきたいとそう思っております。十分、心して執行していきたいと思っております。

議長 質問順位5番、議席番号21番・和田英夫君。

和田英夫君 それでは2点ほど質問をさせていただきます。

1 市の財政について

はじめに市の財政についてであります。市長は今議会の所信表明で、財政シミュレーションについて、市の将来像実現に向け必要な検討に着手をされたようであります。3月議会の施政方針でもこのシミュレーションについては、作成後に合併あるいは広域連合の吸収等条件が変わったこと、さらに実質公債費比率の概念が新たに発生した等で、大変な作業になるがひとつ取り組むと。これも3月議会の所信表明で述べたわけであります。

そこでご承知のようにこの平成17年12月策定の財政健全化計画、昨年3月の策定の第一次南魚沼市総合計画、さらに昨年9月の公債費負担適正化計画などとの整合性を考えながらだとは思いますが、合併時の住民説明会でこれも度々市長と議論してきたわけであります。平成15年1月答申された新市将来構想「自然・人・産業の和で築く安心のまち」その当時の基本構想をまさに基本とした財政シミュレーションの見直し。まあまあ都度都度かなり大幅な見直しというような発言も聞こえてくるわけでありますけれども、この辺の基本的な財政シミュレーションについての考え方を伺いたいわけであります。

特に公債費負担適正化計画では、市の具体的な取り組みは県の指導を仰ぐと、こういうふうなようであります。そこで今回のこの財政シミュレーションを作成するにあたりましては、そういったことで特に県の指導方針なりで問題が起きてこないか。この辺も伺いたいと思うわけであります。

それから市税等の滞納対策問題であります。これは3月議会でも、私一般質問で納税指導あるいは納税相談体制を強化しながらこの収納効果を高めるためにも、一体的な徴収体制を提案したわけであります。特に各自治体の先進事例、例えば滞納に関する特別措置に関する条例を作っている自治体もあるわけでありますし、滞納整理緊急対策本部を設置している自

治体もあるわけであります。また、広域的いわゆる徴税システム、徴税体制で実際にそれに取り組んで効果を上げている所もあるということも紹介しながら質問したわけであります。市長は現状の体制を強化する方向で十分だとの認識を3月に示されたというふうに私は理解しているわけであります。

そこで先日の報道で県内自治体、これは新聞報道されているわけですが、新潟市のかなりの滞納繰越額が出てきているということで、特に外部監査から一元的徴収体制をとるべきではないかというような提言があったというふうに報道をされておりました。これも一元的な取り組みは既に政令指定都市、広島なり北九州なり浜松なりではそういうことで取り組んでいるということを外部監査がひとつ例に出しながら、そういう提言をされたようであります。

新聞によれば、新潟市も税あるいは国民健康保険含めて、かなりの金額が報道されております。しかしそれを足して単純にいわゆる一般会計、特別会計あるいは企業会計の大もとで試算、割り算をしてみても、我が南魚沼市の方がちょっと数字的には高いなという気がします。これももちろん新潟市のホームページを見た中では、なかなか滞納の額が正確に私ども承知できませんから何とも言われませんが、ちょっと私どもの市の方が割合としては大きいということです。そういった中でこういう政令都市なりそういう所での一元的な徴収体制の動きが出てきているということについて、市長のお考えを伺いたいというふうに思っております。

2 靖国神社問題について

次に靖国神社問題であります。これは皆さんもご承知のように、小泉総理の靖国神社参拝以来、国内外で論議を呼んでいるわけでありまして、いわゆる「A級戦犯」が合祀されている靖国神社へ首相公式参拝問題であります。そういった中で「A級戦犯」の分祀論、あるいは無宗教の国立追悼施設建立を求める声、あるいは論議が強まってきておるわけであります。

ご承知のように靖国神社は明治維新時のいわゆる戊辰戦争で戦死した新政府軍側の兵士らの霊を慰めるために明治天皇が明治2年に「東京招魂社」として創設され、10年後に靖国神社と改称されたわけであります。日清戦争、日露戦争あるいは日中太平洋戦争などでのいわゆるこの戦死者。これは単に軍人とか軍属だけでなく、それに準ずる文民あるいは民間人、学徒も含まれておるようであります。さらに明治国家建設の礎を築いたといわれる幕末の志士も合祀をされているというふうにいわれておるわけであります。書き物によれば24万6,000余の御霊が祭られておるとこういうことだそうであります。戦後は連合軍総司令部GHQの国家神道廃止令、これによって現在は一宗教法人として至っておるわけであります。

そこで昭和53年秋の秋季例大祭前日、A級戦犯14名が合祀をされました。これは遡ってみると昭和41年に当時の厚生省から14名の名簿が靖国神社へ送られ、昭和45年崇敬総代会（これはいわゆる神社総代会ということですが）その総代会で合祀が了承されましたが、宮司扱いということになっておったわけであります。この14人は戦没者でなくて、東京裁判でいわゆる戦争責任、これは侵略戦争を計画実行したとして平和に対する罪、人道に対する罪などで有罪判決を受けた政治外交軍事の指導者たちであります。そう

いう戦争責任を問われ死刑になった人たちだという見方と、東京裁判そのものを疑問視し否定するような見方もあるやに聞いておるわけであります。

ちなみにB級、C級の戦犯はその裁判によって5,700人がいわゆる捕虜虐待、民間人殺りくなどの戦争法規違反 法律規範違反に問われ920人ほどが処刑され、この御霊は昭和29年に合祀をされておるようであります。

さらに18年、去年の7月20日、元宮内庁長官のメモが発見され、いわゆる昭和天皇がA級戦犯合祀に「不快感」をお示しになられたようであります。いろいろ新聞で報道されておりますが、ずっと後段の方で「だから私、あれ以来参拝していない。それが私の心だ」あるいは「A級戦犯合祀については御意に召さず」こういうお言葉なりご発言が明らかになったわけであります。

首相や閣僚が靖国神社に公式参拝することは憲法20条第1項で、国及びその機関は、国権行使の場面において宗教に介入関与してはならない。さらにその20条の3項で、国及びその機関は、いかなる宗教活動もしてはならない。さらに第89条、公金その他公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のためにこれを支出またはその利用に供してはならない。とこういう条文に関係するということで、これは長い歴史の中で裁判も行われておるわけでありますが、いわゆる憲法違反だという言い方、あるいは疑いがあるということで長く議論をされてきております。

この政治家の公式参拝に対し歴代の政府は統一見解を出しております。例えば昭和61年には、近隣諸国の国民の間に、公式参拝は合祀されているA級戦犯に礼拝したのではないかと批判を生み、我が国の戦争への反省と平和友好への決意に対する不信さえ生むおそれがある。近隣諸国の国民感情にも配慮しなければならない。首相の公式参拝は差控える。とこういう統一見解もあるわけでありまして、平成13年小泉総理の靖国参拝については、これは基本的考えということで公表されて、皆さんも記憶に残っておると思うわけでありまして。

そういった中でA級戦犯が合祀後、あるいは小泉総理の靖国参拝は非常に論議が複雑化をしてくれているというふうに私は思っておるわけでありまして。

そこで伺います。内閣総理大臣の公式参拝について市長はどのようなご所見をお持ちであるか。さらに全国民がわだかまりなく参拝できる無宗教の国立追悼施設、今現在その千鳥ヶ淵墓苑辺りがそういう位置づけの所だというふうに聞いておるわけでありまして。それはそれとしてそういった無宗教の国立追悼施設の建立についての市長のご所見を伺いまして1回めの質問を終わります。

市長 和田議員の質問にお答えいたします。

1 市の財政について

最初の市財政についてであります。財政シミュレーション、これは財政計画そして健全化計画、公債費負担適正化計画それから定数管理の計画、総合計画実施計画、これら一連の財政関連計画について互いに関連させ、しかも整合性を図りながら見直しを行うべく、今作業を始めたところであります。

おっしゃっていただきましたように合併前と現在の状況が大きく変わっておりまして、特に「国の三位一体改革」につきましても大幅な交付税の減額等がありまして、その合併前の状況とは先ほど触れましたように大きく違ってきております。しかもまだ第2期地方分権、第2次地方分権ということもありまして予断は許さない状況でありますけれども、ようやくといいますか税源移譲等もこれで十分とはまだ言えたわけではありませんけれども、これらも一応1回目は完了したということでありまして、大体こう見通しが行える状況に今なったということです。そういうところでありまして、先ほど触れましたようにこの財政シミュレーションをもう一度やり直さなければならないということでありまして。

平成18年度の決算状況の分析そして平成19年度の交付税関連、この数値がまだ正式には出ておりませんので、今の段階では100パーセントこうだということは申しあげられませんが、最悪の状況からは脱しつつあるというふうに今認識をしております。市の財政がですね。いずれにしましてもそれぞれの計画についてなるべく整合性のとれた、わかりやすい計画を策定するように努めているところであります。

合併前の市民の皆さん方にお約束をした新市建設計画を主とした部分であります。これは今2年にわたってこの計画に基づきながら、各地域の地域審議会等にお諮りをしながらやっけてきているわけでありましてけれども、今、その取り上げられている中でこれは不要だとか、財政上の理由で削除しなければならないとかということを見出してはおりません。極力建設計画に沿った事業を展開していこうと思っておりますが、若干年度的に先送りとかそういう部分は生じてくるということもあるかと思っております。

それから公債費の負担適正化計画、これについてももう一度見直しをさせていただきたい。これは総合計画の実施計画で示されましたように起債を発行して行う投資的事業の取り組みが、当然ですけれども一番関連してくるわけでありまして。起債の発行につきましても据え置き期間の問題もありますし、問題というかそういう状況がありますし、それから投資事業が例えば今年度10億円なら10億円増加したということになっても、すぐ翌年からこの公債費が増加するということにはならないわけでありまして。最悪の場合、今約、平成27年に18パーセント以下という目標を当初は立てましたが、これらの18パーセント以下になる目標達成年が若干延びるということは出てくるかもわかりません。

しかし、それについてもこれは有利な合併特例債を極力発行可能な期間内に発行していこうという思いでありますので、それらによって公債費負担の適正化計画の最終年度が若干ずれるということになるやもわかりません。一連の財政関連計画の中できちんと考えていきますけれども、それらの変更というのは若干あるかというところだと思っております。

県に対しましては、私どもの市の方針を説明することでこれ十分理解がいただけると。県から、変な話ですけれどもその事業はだめだとか、これだあれだということには今の状況ではならないというふう考えております。

税の県内一括滞納整理の件でありますけれども、これはなかなか全県下での対応というのは非常に難しい。そういう状況でありますし、私どもは一定の地域ごとでどうかと。例えば

魚沼地域とか中越地域とかとこういうことで今検討の段階でありますし、9月頃までにめどということですので、もしそういう方向が出ましたら市としては加入をしていきたいというふうに考えております。

2 靖国神社問題について

靖国問題でありますけれども、これはなかなか難しいことでもあります。それぞれの経過や、もう今まで議論されつくしてきたことは特に申しあげませんけれども、1つ具体的にお伺いされたことは総理の公式参拝はどうかと。それから無宗教の国立追悼施設建設はどうかと、この2点であります。

その前にいわゆる戦争責任者といわれる皆さん方が合祀をされていることについても、若干の天皇陛下のお言葉を引用されながらのお尋ねがあったと思いますけれども。私は、例えばこれは戦争責任者ということでありまして、結局死刑という形で償ったかどうかは別にいたしまして、その人としては最大の償いをしているというふうに私は考えております。

そういうことですので靖国神社が適当かどうかなんてことは申しあげませんけれども、そういう皆さんに対して、我々が二度と戦争を起こしてはならないという気持ちの中で参拝をする。そして祖国のために殉じていただいたという部分も含めて参拝するということは、何ら恥じることではない。しかも諸外国からいろいろ干渉を受けることではないというふうに感じております。

総理大臣がでは参拝していいのかなのか。ここは非常に難しいところがありまして、宗教施設だとすれば政教分離の形の中からあまり好ましいことではないのかなと。無宗教であればそれは問題ないと。ただ、これを無宗教施設にしたからといって、今、国外いわゆる外国から批判をされている部分が消えるというふうには考えておりません。

要は、戦争責任者を祀っているのではないかと。ここに参拝するのは戦争の肯定ではないか、とかそういうことを言われているわけですので。そういう　　こう言うちょっと失礼ですけども、この程度の議会ですからそう新聞ネタになることもありませんけれども

あまり雑音に惑わされずにやはりいつていただいた方がいいのではないかという気がいたします。

この無宗教施設。これは1つの案だと思っております。それぞれ皆さん方が気がねをせずに、いろいろのことを考えずに参拝ができるということになりますと、非常にそういう面では英霊戦没者、英霊に対してそれはいいことだと思っておりますが。では、それでさっき言いましたようにすべて問題が片付くかといいますと、そういうことばかりではないのかなと非常に複雑な心境であります。ないよりはあったほうがいい、という程度の考え方を表明するに止めておきたいと思っております。以上でございます。

和田英夫君　　1 財政について

この財政シミュレーションについては、一部不要なところは見直すし、ちょっと先に延ばすが、そう大きな見直しはない、という答弁だったというふうに理解をしていいのかわかりませんが。

そこで、市長も南魚沼市総合計画のいちばん初めにいみじくも、極めて異例ではありますが総合計画の中に財政健全化の取組が掲げたと。私はこれはいいことですが、そこまで総合計画に健全化計画をそういうふうに盛り込み、そして既に今年の3月を契機に例えば地域福祉計画から次世代育成支援計画、いわゆる高齢者などいろいろな計画、私どもの手元に10冊か11冊の計画が届いております。これをよく見ると、その上位にももちろんこれが君臨している。

したがって、この中に財政健全化計画が組み入れられ、この10も11もある計画の上位にこれがあるということは、市長もご承知のように、これに手を加え始めると10からなるいろいろな計画に波及するおそれがあるのかなという気はしますから。そんなには先ほど市長が言われましたように、別のことはできないというふうに私は認識しているのです。そういう角度から。

まあ言ってみれば総合計画は、もうがんじがらめになっている状態なのです。それはよい意味で。整合性がうまくつながっているから。そういう意味では私は財政計画というのは、シミュレーションもそんなに大きなことはできないなというふうに思っているわけですが。

そこで公債費負担適正化計画。市長はもう一度見直すというような言い方をしているわけですが、前に新聞に報道された18パーセント以上の県内9町村の実質公債費のいわゆる計画を見ますと、南魚沼市はまず、補助事業を含む投資的事業は01年、平成13年の

これ19年度予算ですよ 60パーセント程度に抑制をしたいというふうに県にあげているのです。これは総務部長、私に資料を渡していただいたから見てわかることです。

ところが19年度当初の予算にすると、その60パーセントの当初の出てきた答は、達成率が67パーセントぐらいです。それから市の単独事業は05年度、これは平成17年度の決算の50パーセント抑制、これは県にあげていた資料の中で。ところが19年度は73パーセント程度の達成率になっている。この優良債については、これはこれでいいわけです。

いずれにしても私はその辺で、公債費の計画が県にあげている数字と今言ったように67から70の達成なので、つまりそれを市長は見直すということは、これを100パーセントにするということは、これはかなり減額補正しなければならないということになるわけですが。

この辺で一体このシミュレーションに反映するもそうですが、現実にはこの19年度の予算の中で公債費負担適正化計画、県にあげているのと多くの違いがあるが、この辺を年度内に補正するのか。おそらくこれもシミュレーションの中に入れなければならない問題ですから、その辺でどういうご認識をされているかということでございます。

それから昨日、おとといの新聞で報道されておりました政府、国が「自治体財政健全化法案」これは50年ぶりだかに法を見直して、09年、平成21年から完全実施をします。これは2段階体制で健全化法案あるわけです。つまり数値がある程度一定水準を超えれば、要注意段階の財政健全化団体とする。さらに悪化した場合には破綻の状態だから財政再生団体。

これは2段階で、平成21年からこういう法律の下に指導するというふうに新聞に報道されているわけですから。

そこで市長、これ以上のことは私どもは素人ですから言われませんが、そういう法案が50年ぶりに通過してそれが具体化してきたきを想定して、この19年度取り組んでいる財政シミュレーションなる姿をとりなさるのか。作った、20年、21年になったらまた政府の指導でまた見直しということになるのか。この辺のこの国の方からの動きとあわせてちょっとお考えを伺いたいわけでありませう。

それから市税の滞納関係であります。これも3月議会の答弁で市長は、ある程度その施政方針に意気込みを出すべきではないか、と言ったら、ではどう言えばいいのか、とこういうような反論の答弁をされていたわけでありませうけれども、19億円近い滞納額が多いが、しかしその税13億円のうち10億円は固定資産税で、大半が大口で、市への収入がなかなか見込めないと。これは市長が答弁したのですよ。こういう答弁をされて、指導はやるがなかなか難しいと。こういう答弁を市長が本会議でやられたということは、私もあとでそのテープをみて、事実そうだと思う。気持ちはわかるが、総大将がこういう答弁をなさると非常に難しいのだから、その手足となって働いてくださる職員の皆さんの足や手が鈍るというような気がするのです。こういう答弁、これは私もテープをひっくり返してみたわけですので。

そこで、それでは非常に差し押さえの権限がある徴税職員、徴税吏員ですね。これは前年は良い悪いは別として41名いたわけでありませうけれども、今年は36名。これは総務部長だかどなたかに新しい情報で聞いたわけですね。これはあとでまた同僚議員から話がありますけれども、不納欠損なるものもいろいろ新聞で今報道されているわけでありませうし、各委員会でも議論があつて、私ら社厚の委員会はその書類の報告を受けた程度でありませうけれども。難しいが、ちょっと市長の取り組みの姿勢が弱いということを、私は3月議会でも言ったわけでありませうけれども。

そこで今度はその一体的ということに議論は入るわけですね。市長は収納の一体化はすると、内容がわからず実情をよく理解できないので、目的別、性質別の方が効果が上がる。地域センター方式で、地域センターでも十分に収納効果は間違いなく上がるというふうに強調しました、3月議会で。

ところがその去年までは大和・塩沢庁舎に、大和に3名、塩沢に4名ほど徴税職員、徴税吏員が居られたわけでありませうけれども、これがゼロになったわけですね。間違いなく上がるといつても、その徴税吏員、徴税職員という非常に権限のある責任ある立場の人を、そこからそっくり引き上げながら、センターは十分に効果があるという言い方はいまいち説得力がないと思うわけでありませう。

私は総務文教委員会の報告の中で租税収納機構、これは副市長が何かそこに参加をして、あるいはまた副市長から県の方に要請をされたようでありませうが。個々の市町では対応できないので、促進してほしい旨を県に副市長が要請した。これはこれで私は正しいと思う。しかも市長、市長が言っているように内容がわからなければならない、これも正しいのです。

そこで私は提案したいわけですが、やはり税にしる、使用料にしる、利用料にしる、個々の課が内容をきちんと把握して、そして私はその庁内の中に一体的な一つの組織を作って、さらに市長が言っているように、県全体は無理だからブロック的なそういう収納機構というのを立ち上げて、やはりこの3段階的な収納体制というような持ち方をしていかなないと、なかなかこれは難しい。

既によそでは、例えば北海道では確かにブロック別にそういう収納機構を作って、さらに難しいのは、その道庁からプロフェッショナルに来ていただいて収納業務をやられて、非常に効果が上がっているというような実際もあるわけでありますから。そういう面では市長、意固地にならないで、市長も認めているのですから。県内にそういうブロック的な収納機構を作らなければやっていられないと言っているのですから。3段階的にこの体制を作り直して、この難しい収納対策、滞納対策は取り組むべきだというふうに思うわけでありますが、ひとつ市長の考えをお伺いします。

2 靖国神社問題について

それから靖国の問題は、私は一つの流れを披露しながら、これは市長の考え方を伺うわけですから、それはそれで考え方はわかりました。それはそれでそれ以上のことは私は発言しません。が、問題はそれの外交問題でトラブルになると、国益を考える。

そこで市長に私は素朴な質問として、今やはりそのグローバルないわゆる経済社会 政治、経済、文化、すべて世界は一つという考え方の中には、例えば中国なり東南アジアとの貿易関係で問題が発生したときに、私はその我が南魚沼市のたくさんの企業が頑張っている企業運営に、直接あるいは間接的に影響が出るのではないかと今心配しているわけですが。これは一つの大まかな考え方として、日本と諸外国がいろいろな問題でトラブルになったときには、この市内の企業が、営業この辺にも私は若干なり大なり小なり影響が出るというふうに思っているのですが、市長のこの辺についてのご認識をお伺いしたいと思います。

市長 再質問にお答えいたします。ちょっと広範でありましたので、もし、もれましたらまたちょっとお願いしますが。

1 財政について

最初に、この県に公債費負担適正化計画を去年あげたわけでありますけれども、これと19年度予算の中で示されている今の数値、こういうものについてどうなるのかと、こういうことでありますが。これは数値は数値といたしまして。県には、ですからそういう面も含めてもう一度私どもが、さっき触れました財政シミュレーションは公債費負担適正化計画も含めて一度全部見直しをしますので、もう一度ですね。ただ、想定を超えてこういう高い比率がもう20年も30年も向こうへ続くなんていう計画は出せるわけありませんので。当然ですけれども、でき得れば10年以内程度に18パーセント以下に持っていけるような数値をきちんと出していくと。

ただ、さっきいちばん当初に触れました、合併特例債の活用の部分によって、その年度が若干延びるとかそういうことはあり得るということでありますので、今、出してある計画に

そぐわないから補正予算を組むのかということ、そういうことは考えておりません。当然ですが、3月の予算もこれは県の方にも提出してありますし、それについてクレームが付いているというところではございませんので、そういうことだと思っております。もう一度きちんとやらせていただくという。

それから財政健全化法案。これを私も見まして、100以上の自治体がもうだめだということ朝日新聞のトップに書いてあったわけですが、しからば私たちの市はその05年度はどうなのだとということで今ちょっと試算をさせておりますが、大幅な赤字という状態ではないというふうに認識をしております。

平成18年度分につきましても先般お話をいたしましたように一般会計で5億円弱の実質収支黒。病院と水道が2億円弱ずつの赤。この辺が大きなのところでありますので、それをこう相殺しますと黒だそうです。黒が出ているようでありますので、今のところはあの法案によって指導を受けるというような部分には陥っていないわけでありまして、これはもう法律として制定をされましたので、そういう状態になればもうその法律に従って勧告を受けたり制約を受けたり指導を受けたりと、これはもういた仕方ないこと、そうなればですね。そうならないようにきちんとした財政計画を立てながらやっていくということ以外にはございません。

この滞納部分。どうも私は当初、和田議員のご質問はこの県内一元化といいますが、このことについてのみのご質問だと思っておりましたので、当初の答弁ではそういうふうに申しあげました。今はまたその県内一元化は別にいたしまして、この市内の税金や上下水道料やあるいは保育料だとか給食費だとかそういうことも一元化しろと。そして一つの窓口にしてやった方がいいのではないか、というようなことにまで踏み込んだご質問であったようにあります。

まず最初にその3月議会でしたか、私の申しあげたことが職員の意欲を削いでいるのではないかとということだそうではありますが、そういうことは全くないと思っております。現実には私より職員の方がよく知っておりますので、例えば差し押さえをして、何の効果もないということにはよく知っているのです。何の効果もない。全部ではありませんよ、ある部分では。

そうするよりは、では現年分、現年分をでも納めてもらう。その中で努力して過年度分についても若干ずつでも納めてもらうという方が、状況によっては市が有利ということがたくさんありますので、そういうことを勘案しながら。全くにっちもさっちもいかないということになりますと、これは市に例えば有利だ、有利でないなんてことを考えている暇はなくなるわけでありまして、当然差し押さえということだってそれは選択肢として実行せざるを得ないことがあります。

去年だったか今年だったか、1件、前の税務課長が皆さんにも申しあげましたように、預金の差し押さえをするという勧告をしました。そうしましたら納めていただいたという部分もありますので、そういう方法等も駆使しながら滞納整理に十分努めていきたいと思っております。

なお、この庁内体制をでは一元化せよということについては、これはやはりその税の部分

と税でない部分を一元化するというのは、非常に、まあ私はあまり肯定的ではありません。県が一元化するかブロックごとにまとめると、これだって水道料や下水道料まで一元化して、みんなその県の職員と一緒にやっていくなんていうことではないのです。これは税金です。税金の問題です。保育料やその給食費の未納分まで、ではみんな一元化するかなんていうことはなかなかでき得ないことでもありますので、そういうふうにとつ。

皆さん方から、全然実効が上がらないではないか、なんていうふうにならないように、税については今の税務課の中の体制で、水道については水道で。いろいろご指摘いただいておりました下水も、非常に精力的に今関係者の方を回っておりまして、徐々に徐々に効果が上がってきておりますので。そういう体制で、それぞれの部門でそれぞれの事案に対応していくということが、今の段階では私はまだベターだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 靖国神社問題について

靖国問題について外国とのトラブルがあった場合、市内企業にどう影響があるかどうか。外国と言われましてもわかりません。特定の国を指していただければ、ではそこの関連企業といいますか、輸出入も含めてどうあるかというのは調べられますけれども。ただ、全体的に言えることは、それはやはりトラブルが起きれば、そこと取り引きのある部分については、若干の影響はあるのではないかとこのように考えております。

そういう影響を極力避けていくということは、私どもの立場としてやらなければならないと思っておりますが、総理大臣やその部分まで触れられてギクシャクして、それが我が市内に影響が出た場合と言われましても、非常に私たちは打つ手がないわけですけれども。政治家の国会議員の皆さん方には、極力トラブルは起こさないでもらいたいということは申しあげたいとは思いますが、しかしやはり一つの信念がありますから、それを曲げてまでということは、私は言うべきではないというふうに思っております。

和田英夫君 1 財政について

私はこの通告書に後段の方へ、市税等の滞納対策問題で県内自治体が収納率向上、あるいは効率化に向けて一元化、ということですから。いわゆる県内の市町村のそういうことで、しかも報道によれば、おそらく市長も見られていると思うのですが、かなり大きな見出しで、新潟市が一元徴収体制を外部監査から提言されたと。こういうことですから一つの流れとしてはそうなっているが、ということですね。

しかも市長がかねがね言っているように「その内容がわからない」、それはわかるが、それだったら租税収納機構なんてものに頼らないで、その内容のわかる内部の課ごとでどんどん願われれば。それが難しいから、そういう多面的ないくつもの作戦を練りながらやったらどうですかということ、私は言っているのですね。ちょっと一般質問の通告が荒削りでそういうふうを受けとめられなかったのであれば、これからもう少し詳しく質問通告は書きますが、そういうつもりであります。

そこで最後ですから確認ですが、この財政シミュレーションは、総合計画といえば健全化

計画が入っているわけですが、この辺はほとんど大骨は手を加えない中で取り組むということで我々は認識していいのか。

それから、ただ、ここに公債費負担適正化計画は見直すということを再三言ったので、それではもし何だったら総務部長ちょっとわかりやすくお願いしたいのですが。この県にあげたさっき言ったその補助事業の投資的事業01年あるいは単独事業05年度の、60パーセント、あるいは50パーセント程度というのは、我が市の実情に応じてここに60パーセント、70パーセントの19年度予算を立てているが、これはなかなかそうはいてもそういうふうには出たができません、このぐらいしか努力できません。それでも県の方はわかりましたというふうな、そういうふうな私どもは受けとめ方でいいのかな。

県にあげたことを、気持ちはあるができないと、そういうことで県が了解して、この19年度予算は今言ったように、60から70の公債費負担適正化計画。こういうことで今やっているわけですから。そういうことで可能だというふうに私ども理解していいのか、そこをお願いしたいわけでありませう。

それから国の法律が変わったことで、それは市長ももちろん承知してあげているのですが、そうするとそれはこっちに置きながら、あくまでもこの19年度に財政シミュレーションは立てて、それはまたその2年後に国の指導がどうなるかわからないと言いながら、それはその時はまたそうするというので、いずれにしてもこの19年度は、これは法案に関係なくシミュレーションを作るとこういうことでいいわけですか。お願いしたいと思うわけでありませう。

それからこの徴税職員がちょっと減っているわけですが、数は特に追求はしませんが、これはどなたか専門の担当課長でも結構です。この徴税職員は財産差し押さえをすることができるという権限と、あるまた専門の税理士・弁護士なりの方は、状況によってはしなければならぬという。私も当初差し押さえをすることができる権限が徴収吏員、徴収職員にあるというふうに認識していたのですが、やはりこの全国的なこういう滞納、あるいはその不納欠損ということが出てきた背景があるかちょっとわかりませうけれども、状況によっては財産差し押さえをしなければならぬというようなニュアンスの言い方をしているが、法律的にはおそらくそうではなく前段の方の考えだと思ふのですが、その辺ちょっと専門家、わかったらお願いしたいと思うわけでありませう。はい、そんなところで今回のところは。

市長 お答えをいたします。

1 財政について

1点目の総合計画の今の大枠です。これは大枠としては変えないということでありませう。大枠は、です。ただ先ほど触れましたように若干の年度の移動だとかそういうことはひとつご勘弁を願いたい。

それから今、出した、あとで総務部長が答えると思ふますが、県に出している部分、これは去年出したわけ。これは今の予算、19年度予算の中だけから見ると、どうもその計画とちょっと合わない部分があるのではないかと。これはただ大枠はそう変わっていない。

内容が、公共事業がどうだとかという部分は、それは変わっているかも・・・確か大枠は相
当ずれていないのだと思うのですが、これはあとで専門家から答弁をさせます。

財政健全化法。これにつきましては、もうこれを意識してシミュレーションをやらなければ
どうしようもありませんので、当然こうならないような財政シミュレーションをきちんと
立てていくということでもあります。この法律に抵触しないような、指導や勧告を受けないよ
うにきちんとやっていかなければならないわけです。もう法律として成立しましたので。そ
ういう思いでこれからの財政健全化計画、いわゆる財政計画はきちんと立てていきたいとい
うことだと思っております。

あとその税の部分等については担当者に、市民生活部長ですか。財政の件については総務
部長にそれぞれ答弁をさせます。よろしくお願いいたします。

総務部長 1 財政について

それでは公債費負担適正化計画のことについてご説明申し上げます。これはこの概念その
ものが、今まではなくて新しく出てきたわけですが、普通会計に特別会計を今度プラスする
と。先ほどご指摘にありました財政健全化法案、これがさらにそのプラスまた3セクのそう
した指示書を加えて、連結した決算を公表しなさいということになったわけです。05でし
たかあの朝日新聞は、17年度の決算ベースでしますと南魚沼市は黒字になっております。

それから公債費負担適正化計画を県にあげた場合、県の方が簡単にOKしてくれるかとい
うことですが、これは年度ごとの出入りはそれは当然あるはずですので、それぞれについ
ては簡単にOKしてくれると思いますが、10年後に18をちょっと超えるということになる
と、その辺の協議は必要かなとこう思っています。年度間のあれはそう大きい問題ではな
くて、10年後の18に下げるというところがポイントになっております。私の方は以上でご
ざいます。

市民生活部長 1 財政について

徴税職員についてお答えをいたします。徴税職員につきましては、市条例の第4条で徴税
職員は、今、税務課の職員全員を徴税職員と任命しております。その徴税職員については、
前は吏員と言ったのですが、この4月にこの前条例改正されまして職員になりましたが、そ
れぞれこの条例に定めた権限を持っていると。証ひょうも身分証明を持っているというこ
とであります。

それと人数が、税務課が減ったというお話もございました。(「いや、市民センター」の声
あり)はい。それで実際的には市の全体の職員が減っておりますので、税務課だけが伸びる
ということではございませんが、本庁の方には増えております。というのは市民センター、
今議員が言われますように大和3、塩沢4、これ7になっておりましたので、トータル的に
5人は減っておりますが、本庁に2人増えています。

それと市民センターに徴税吏員ということではございませんが、税の相談窓口、市民セン
ターにも職員がおりますので、そこで一生懸命やっていきたいということで現在進んでい
るところでございます。以上であります。

(「することができるのか、しなければならないのかという」の声あり)

市民生活部長 1 財政について

それは差し押さえをすることができるというふうに解釈しております。

議長 質問順位 6 番、議席番号 5 番・山田勝君。

山田 勝君 それでは、通告にしたがいまして 3 点ほど質問をさせていただきます。

1 予防医療の充実を

まず、予防医療の充実をということであります。日本の平均寿命はご存知のように世界一です。市の高齢化率も、全国及び新潟県の平均を上回っている状況であります。また、今後医療費や介護費がかかる高齢者人口が急増することは、はっきり分かっているわけでありませ

ず。今でさえ、運動不足、不適切な食生活によって長期間医療を必要とする慢性的な生活習慣病が増えている状況でありますし、実際、平成 12 年から実施しております「健康日本 21」におけます中間評価でも、健康状態及び生活習慣の改善は見られない、もしくは悪化しているというふうにしております。市のデータはありませんが、同様なことが言えるのではないのでしょうか。

このような超高齢化時代に対応するための環境整備と、良い生活習慣の意識付けを進めなければなりません。いくら長寿であっても、多くの病気を抱えての闘病生活での晩年には、長寿の意味がありません。やはり心身ともに健康で実りある生活が送れるかが、最も大切な事だと思っております。

糖尿病などの多くは適切な食生活と運動でかなり軽くなり、上手くいくと回復するわけがあります。こういった状態まで改善できれば生活習慣の改善効果によりまして、高血圧、心臓病や脳卒中などのリスクも低下できるわけがあります。このことは同時に多額の医療費と介護費が節約できることとなります。そして何より、本人の生活の質の向上が図られます。結果として社会全体、市全体が安心な明るい町ができるわけがあります。

本来、健康を維持することは個人の問題ではあります。しかし、今後かかるであろう医療費、介護費は個人だけの問題ではありません。社会全体で個人の取り組みを支援すべきときといえます。先ほど出されております地域福祉計画の中のアンケートでは、市民の最大の不安そして悩みは健康とあります。

それに応えるように、いきいき市民健康作り計画においては、健康増進のための環境整備に取り組みます、と述べているわけです。さらにそしてこの中のアンケートで、運動への関心はやはり 82 パーセントにもなります。ただ課題としまして壮年や高齢者の運動を続けるには、身近な場所の確保が必要で、近隣の公民館や公益施設を利用した運動プログラムの整備など、身体活動の場や機械の整備が必用です、とも述べているわけがあります。

そこで市内にある社会施設、体育館など少しの空スペースに軽運動設備と指導員を配置し、運動を中心として生活習慣の改善を助長できるのではないのでしょうか。

大和地区にあります B & G プール、これを温水として歩行訓練に使いたい旨のお年寄りか

らの意見が地元でいくつも寄せられました。考えてみますと、1年のうち10カ月近くこれは使われておりません。確かに、屋根の構造そういった設備的なものを考えなくてはいいませんが、仮にビニールシートで保温しつつ、通年で使用できるような温水プールとなれば、予防だけではなく、リハビリ、機能回復にも利用できるのではないのでしょうか。そこへのアクセス手段は、病院バスや福祉バスを利用する事で解決できるのではないのでしょうか。

確かに費用はかかります。しかし、費用対効果を考えても、医療費や介護費の軽減だけではなく、学園のまちと並んで医療のまち、このひとつのシンボルとしても、お年寄りが元気なまちとしても十分効果を発揮するものと思います。

今回の医療制度改革では、これまでの治療重点の医療から予防を重視した保健医療体系へと転換を図っていくと方針が掲げられているわけであります。目の前の財政が大きな問題とは言えますが、団塊の世代の方々がいつまでも元気でそして若くいられるように、10年先、20年先を考えた医療体制を市の中に構築し、さらに発展させなければならないときだと思っております。

保健、予防、医療、福祉の間の境界はなくなりつつあります。健康診断、保健指導、医療、そして改善指導、こういった連携が非常に大切になってくるわけであります。つまり保健指導業務が非常に重要になってくると思います。これはまさに従来から大和病院が培ってきたことそのとも言えると思います。今後もこういった総合医療連携が地域で成り立つような医療社会に進まなくてはならないわけですが、先ほどの施設利用と併せてご意見を伺いたいと思います。

2 行政評価において外部評価の導入を

続きまして2番目に、行政評価に外部評価導入を。行政が行う各種施策、事務事業に対して、その目的や成果そしてコストなどこれに評価を行い、より効率的な行政運営ができるよう、継続的改善ができるよう、行政評価をすべきだということはもう繰り返し述べられております。昨年の12月定例会におきましても、宮田議員が質問を行っております。

しかし、市のホームページを見ても、行政改革の部分では04年度の数値分析カルテが載っているだけです。その後の市の姿勢なり、まだ公表に至っていないならそれなりの状況を、公表すべきでは、お知らせすべきではないのでしょうか。

なぜ今、外部評価の導入をということではありますが、施策事務事業についてマネジメントサイクルを実施するにあたり、内部評価だけでは政策を執行する上で市民と我々議会が求める素早い効果の発揮は難しいのではないかと思ったのです。また、市内部の評価では個々の事務事業評価であり、政策全体をふかんした状態から個々の評価を下すという、そういうスタンスが取れないのではないかと思ったからです。外部評価でありますと相対的な比較の中で、ひとつひとつの事務事業について判断を下すことが可能になるはずであります。

従来の外部評価は内部評価の補完的な位置付けでありまして、行政の自己満足のお墨付きであったり、確認検証の手段として使われております。結果的に行政活動に埋もれてしまっているのではないのでしょうか。

第三者的な外部評価が内部評価と同時にあり、さらに改善の余地があるように考えたからであります。評価と改善に透明性、客観性、専門性、公平性を担保し、行政と民間の役割分担、市民の目線、民間企業経営の視点、費用対効果の視点を導入するために、外部評価はぜひ欠かせないものであると思っております。

近年自治体が置かれた情勢は、中央により激しく変遷しているわけであり、従来から何年もやってきたからとか、昨年検討したからなど、この事業は県や国の事業だからといった、そういった安易さを排除するためにも、内部評価以外に外部評価がぜひ必要なのではないでしょうか。

市民も多様な意見を持ち、住民意識が高まる中で、市民のニーズや政策課題の発見だけではなく、政策実施の合意の形成のためにぜひこれは必要なのです。今や政策の実施主体は、行政だけではないはずであります。地域コミュニティ事業も今後広がりをみせ、そしてまた指定管理者制度も拡大されるということは、両者とも大きな意味で行政との協働であります。どちらも政策の施策の実施主体にあるものと言えます。

こういった行政だけではない部分の評価システムの構築が必要なのです。これは外部評価の中の共同評価とも言えるのではないのでしょうか。行政改革大綱の中の大きな柱の一つとして、市民と連携した行政運営、この中に共同評価システムの活用、これを入れてもいいのではないかと考えております。

それによって市が税金を投入してやらなければならない事業なのか、民間でいいのか、どの程度まで市が行うのか、そういった水準の問題。指定管理者に任せようがいいのか、市場化テストで公共サービスの適切な提供者を決定した方がいいのか。最終的には事業仕分けに行き着くものと考えます。

従来どおり市が継続して実施したほうがいい事業であれば、その実績を説明することも大切だと思います。つまり本当に機能する外部評価というのは、協働や政策実施主体の、これは応援団になるものだと言えるわけです。

外部内部の行政評価によって施策や事務事業が改善され、見直され、さらに経費が縮減でき、それを市民に公表することで安心感を与えることができ、さらに目指す政策の前進ができれば、市長が考える理想とする行政運営が実現できるのではないのでしょうか。仮に時間を要すると考えるようでも、よしとすべきものは早急にアクションを起こすべきだと思っております。その点についても伺いたいと思います。

3 水稲栽培の高温対策は

3点目になります。水稲栽培の高温対策は、こういったことでもあります。気象庁の6月11日の発表で、ペルー沖の太平洋でラニーニャ現象が発生したと報道されました。過去の統計によりますと、この現象が夏に起きると日本の気温が高いというその確率は8割以上と言われております。

今までは従来ですと、小雪の年は水不足なしと言われてきました。つまり普通ですと、夏は長雨冷夏と相場が決まっていたようですが、やはり地球全体が狂ってきているようなのか、

どうも昔からの言い伝えは違った様相を呈しているようであります。

先日、私のところの土改の委員さんが、現在、企業それから個人の井戸の全部拾い出しをしていると。どういったことかと聞きましたら、湯水のときの利用を検討していると。そして奇しくも昨日、その土地改良区から緊急通達なるものがまいりました。魚野川の水源の激減と節水を報じるものでした。こういったことから、湯水対策と高温障害に対する対策、それから育成指導について伺いたいと思います。

以上、大きな3点、壇上から質問を終わります。

市長 山田議員の質問にお答えいたします。

1 予防医療の充実を

1番目の予防医療の充実という部分であります。これはご承知だと思いますが市では、「生涯を通じて誰もが健やかでいきいきとくらせる地域(まち)」これを目指しまして、3月に市の健康増進計画「いきいき市民健康づくり計画」を策定して、現在その実践に向けて、健康推進員の皆さんに対する研修会を始めたというところであります。

健康推進員の皆さん方とは別ですが、市政懇談会の中で筋力作りの運動をほんの一部、保健師から紹介して頂いて皆さんと一緒にやってもらっていますけれども、非常に好評であります。みんなが、やだなと言うかと思ったら割合と積極的にやってもらっていますね。いいことだなと思っております。

この、市民健康作り計画は、当然ですけれど市民の皆さんひとりひとりの健康に対する意識変革、意欲向上、この取り組みに大いに期待をして行政もサポートしていきたいというふうに考えております。そのために今ほどそれぞれご提案がありましたけれども、いつでもどこでもみんなが手軽に活動、運動習慣を取り入れていただくということで、今言いました筋力作り教室、これを各地域毎で開催をしているわけであります。この施設は今は参加者の利便性も考慮しまして、行政区の集会所これらを利用して今後もその方向でずっと、まずやってみたいと思っております。

ご提案いただきました市内の体育館等の施設、これにつきましては昼間使用、昼間ですね、この少ない施設を利用すること、これはいいことだと思いますが、個人団体それぞれの活動によって利用時間の制約、それから指定管理者制度導入に伴いまして、市の事業の利用についても料金が発生するという問題も今出てきているわけであります。これらをどう調整をすればいいのか、検討はしてみたいと思っております。

またB & Gプールの温水化。これにつきましても、即座に否定はしませんが、非常に難しいことだと思っております。ただ、一応ちょっと検討をしてみたいと。どういうことをすればどうなるのか。どの程度の費用が必要なのか。あとはB & G財団の方の意向も当然あるわけでしょうから、それらも含めて検討だけは。この検討はごうぎ前向きという方向での検討ではありません。まず検討をしてみるということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

2 行政評価において外部評価の導入を

行政評価における外部評価の導入。これはベンチマーク方式による事業評価、これは今年度ネットワーク会議に参加して分析を行っていききたい。参加自治体も増加しておりますので、対象事業数も増える見込みであります。

それから総合計画主要事務事業の一部を対象としまして、行政評価を行う準備を進めて今あります。第1段階として職員の意識改革を目的とした自己評価。第2段階として客観的な事業成果判定を目的とした評価と、こういうことであります。

ただ、今ちょっとおっしゃっていただきました内部でこうしてやっておりますと、ややもしますと事務のための事務、そういうことに陥る危険性もありますので、常にこの目的に沿うようなシステム見直しをしていかなければならないと思っております。

今年度は当然ですが初年度でありますので、職員の意識改革、自己評価を中心として意義のあるシステムとなるように研究していききたい。この自己評価がある程度確率をした時点で次の段階、おっしゃったような段階に移っていききたい。今はただ即外部評価ということは、ちょっと無理があるのかもわかりませんので、そういう段階を経てやっていききたいと思っております。

よいと思われる施策についてはもう積極的に取り入れるということは、これは基本的なことですのでそうさせていただきたいと思いますが、非常によいことですが、やはり時間を掛けて取り組んでいくものと。今、外部評価をポンと受けてもこれは私どもは混乱すると思います。ちょっとやはり内部をきちんとまず評価し、改善点を見出した中で、それをきちんとやって、そしてその上で外部評価も導入していくということだと思っております。

3 水稲栽培の高温対策は

水稲栽培の高温化対策につきましては、おっしゃるとおりでありまして、このラニーニャ現象ということだそうであります。基幹産業の稲作、あるいはスイカこれらの農作物に被害が及ぶおそれがありますので、渇水・干ばつに対する対策・指導をJAそれから普及センター関係あるいは団体、それらの団体と連携をして万全を期していきたい。

具体的には、まず渇水・高温登熟障害発生予防でありますけれども、これはJA、普及センター等の情報の活用。これは用水管理の徹底とか本当のなんといいますが初歩的なことあります。

それから県・市、私どもが対応しなければならないことは、まずは水源確保であります。今、おっしゃっていただいたように消雪井戸の活用。それから三国川ダムの方はほとんど心配ないと思っておりますけれども、清津川 問題にもなっております清津川の水であります、これは今毎秒0.56トンを試験的に清津川の方へ放流しております。夏場に若干多い数値が出ています。1トン近い水を出す。冬場には少ない水ということになっておりますので、これによって渇水が生じるようであれば、カッサダム これは電源開発所有でありましょうが国交省と協議をして、ここに放流を依頼して、そこからダムからの水を放流させていただいて渇水に備えるという。そういう約束事はできておりますので、それらについても

万全を期していきたいというふうに考えております。以上であります、よろしくお願いたします。

山田 勝君 再質問させていただきます。

1 予防医療の充実を

予防医療の関係ではありますが、どうも最近、大和病院が30年培ってきた医療体制、大和方式と言われるものですが、少し希薄になりつつあるような感じがしておりました。どうしてだろうということで少し検討研究してみましたところ、以前に比較して住民本位の体制から少しずれてきているのではないかなと感じるところがあります。

それはなぜかといいますと、大和の検診センターは年間2万人といわれる検診をしております。ということは2万人のデータがそこに入ります。この2万人というなかで保健師さんが一人しかいらっしゃらない。そして保健課はどうかといいますと、病院から引き上げて現在は大和庁舎、21年にはここの本庁舎と。そういったことで健診センターと保健課が分離してしまっていることに、その主な原因があるのではないかと感じたわけであります。

なぜそういうふうになっているかと、そうなったかということも考えてみましたら、やはり大和の場合は今までは病院とそこに来る市民、町民のそのところに保健師さんが付属しておりました。ところが、この方式は大和だけのようでした。六日町、塩沢においては一行政機関として保健課が存在したような気がします。それで合併したおかげでその大和の方式から一行政機関として保健課が機能するだけ と言ったら語弊がありますが、そういった少し住民から離れていってしまっているのではないかと、そういう気がしてきているわけであります。

やはり従来のそういった方式が、逆に市内全域に普及することが、きめ細かな保健指導ができる。先ほど言いましたように現在の法制度に変わりました、予防それから生活指導そういったことが重点となる状況において、保健課はそれぞれできるだけ住民に近づけた位置の配置が望ましいのではないかと、そのように考えたわけであります。

そしてそこに行政的な組織としての見地を超えたモチベーションの高い、もっともっと市民に近づくのだから、そういった保健指導、予防医療の充実が成されるべきではないかとそう思っているところであります。また、市長お考えがありましたら伺いたいと思います。

2 行政評価において外部評価の導入を

2点目であります、外部評価。どうして今、着手できないのかそれもまず伺いたいことと、行政評価というのは政策実施の、これは逆に推進力になると思っております。市長に政治的なインパクトを与えるこの評価ほど、市長を奮い立たせて施策を前進させる、そういったところはほかにはないと思っております。限られた資源でそれを効率的に効果的に運用する、そして市の経営をしなくてはならないわけですから、外部から評価をしてもらうということは、大きな助言とまた捉えてもらうことができるのではないのでしょうか。

それから昨年12月に策定されました集中改革プラン。このなかに行政評価システムの活用の中かで事務事業評価の実施、それと並んで政策評価の実施という項目があります。市長

はまさにこのことに外部評価を期待しているのではないのでしょうか。政策でありますから、政策というのはやはり市の方向性を示す一番トップの考え方でありますので、これは、政策評価は内部評価にはなじまないものと思います。そういったことに市長は外部評価を期待してここに政策評価を使いますと掲げたのではないかと思ったのです。その辺、もし違いましたら市長の意見を伺いたいと思います。以上2点、再質問させていただきます。

市長 山田議員の再質問にお答えいたします。

1 予防医療の充実を

この大和方式が、希薄になってきたのではないかと。大和でやってこられた医療・福祉・保健といいますかその体制、そういう部分が希薄になってきているのではないかということではありますが。これはもし的外れであれば、また担当の部長なり課長の方から答弁させますが、今、山田さんがおっしゃったように大和の病院に行って、そこで病院にいる保健師さんとそれぞれなんと申しますか意思疎通もできるという部分と 今は保健師が市内に全部出かけて行っていると思うのです。当然ですけれども合併しましたから、広くなりましたし、対象人口も多くなりましたので、大和の部分だけと3町が合併した部分と比べられるとこれはちょっとすぐには回復ができない部分もあるかもしれませんが。そういう面では私は希薄になったというよりは、大和地域でやっていた部分を今全域に広げているわけですので、そういうことにはあまりならないと思っているのですけれども。これは病院の事務長か福祉保健部長かどちらか、希薄になっているかどうかというのをちょっとわかったら教えてください。

2 行政評価において外部評価の導入を

それから外部評価の件であります。まさにおっしゃるとおりなのです。ただ、今、政策の評価という、それは申し上げたこといわゆるマニフェストの評価をしてもらうつもりじゃないのです。実施をしてそれがどうであったという評価をしてもらうのが、私の求めるところであります。ですからちょっとまだ早いのだろうと。まだ合併して何でも私はやっていないのです。何もしてないというちょっと嘘ですけれども、その評価を受けるべき部分がどこに出てくるかというのは、まだもうちょっと先だと思っておりますので。そういう面も含めて、その間に内部的な部分をきちんと充実をさせて、事務の方もそして政策の方も、当然ですけれどもいずれはそう遅くない時期に外部評価はきちんと受けていきたいというふうに考えております。

ただ、やってしまったことに対しての評価、これは評価としては出てきますが取り返しはつかないわけです。ですので、この辺も今度はマニフェスト選挙なんて言われているのでありますので、そういうことでまた評価していただけるのかそれはちょっとわかりませんが、まだ私は選挙なんて来年11月以降の問題でありますので、意思をここでいろいろなことを申し上げるつもりはありませんけれども。要はやってきたことに対する評価。でも、一応4年経つわけですかね。そうだとすればそうグズグズしてられないのかもわかりませんが、おっしゃる趣旨はよく理解しておりますので、そういう方向に向けてきちんと努力をさせて

いただくということでご理解いただきたいと思います。

保健課長 1 予防医療の充実を

保健課が大和庁舎に入りましたけれども、今までの大和方式が希薄になったかどうかということになりますと、若干病院と離れたので、病院に受診に来て即相談という部分ではちょっと対応が違って来たかと思えますけれども、私ども保健師につきましても、かなり積極的に集落に出るようなかたちにしておりますので、かなりその部分についてはカバーしてきておるかと思えます。

それから病院の方で健診等につきましても、健友館に保健師は1名ですけれども、問診とかの関係は全部保健課の保健師が行って対応しておりますので、今までと全然変わらないかたちでもって住民の要望については聞くことができます。

山田 勝君 おそれいます、再々質問をさせていただきます。

1 予防医療の充実を

予防医療が先ですね。保健課を集約した事によるメリットよりも、じつはデメリットが多いのではないかと感じたのです。まず、データ関係はすべて保健課の方で持っていきまし。そして顔が見えない。それから顔が見えないということは連携がしづらいと。そういったことで、逆にデメリットが多くなったということがその希薄感を生んでいるのではないかと感じたわけでありませ。

それからもう1点だけ、福祉保健部長。来年4月から実施となる標準的な健診保健指導プログラム、これについては体制的にはやっていけるでしょうか。予防医療についてはそれだけです。

2 行政評価において外部評価の導入を

外部評価については、もうそれこそ評価委員会などを準備した方がいいと思えます。いきなりすぐ評価ということはできないはずですので、そういう評価委員会を作るなり、体制作りはもう始めるべきだと思います。また、市長、意見ありましたらお願いします。

市長 1 予防医療の充実を

健康関連の方でありますけれども、さきほども触れましたように大和の地域を限定しますと、確におっしゃるとおりのことが思われるかもわかりませ。が、では今、大和病院の中に保健課をずっと置いていたとしますと、結局、六日町、塩沢地域の部分が今度はそれぞれ希薄どころではないということになってしまうわけですので、一応出した。そして当然ですけれども保健師がすべての地域にいるわけです。大和方式のいい部分は大和方式のいい部分として残していくと、今課長が触れたとおりでありますので。私どもはそういうことになってないだろうと思えますが、現実的にやはりあるとすれば改善しなければなりませんので、またお知らせをいただきたい。あとのことは福祉保健部長がちょっと答えます。

2 行政評価において外部評価の導入を

もう一つ、この外部評価については、議員の意を呈しながら、いつごろまでにということをも明言できませんけれども、十分気持ちの中に入れながら取り組んでいきたいと思っております。

ます。よろしくお願ひいたします。

保健課長 1 予防医療の充実を

健診とかのデータにつきましてもすべて保健課の方で集約できますので、それに基づいてまたいろいろ保健指導等も現在のところはできております。ですのでまとまったことによつて希薄になるとかという問題は今のところ生じておりません。

それから平成20年度から現在の老人保険法による基本健康診査につきまして、今度は保険者が実施をするというかたちになります。市の場合ですと国民健康保険の、いわゆる被保険者に対しての健診、それから特定保健指導というものを実施するかたちになります。けれども、ではほかの保険者の方をしなくてもいいのかということはちょっと今のところ体制がまだはっきりしておりませんので、今年度の状況ともう少し経ってみないとはっきりしたかたちが出てきません。けれども、私たち保健課としては、一応全市民を対象にした取り組みをしていきたいというふうに考えております。

議長 暫時休憩といたします。

(「議長、答弁の訂正をお願いします。」の声あり)

議長 はい。

市民生活部長 さきほど和田議員さんに、徴税職員の差し押さえについてということで、「することができる」という答弁をさせていただきましたが、税法を今、取り寄せたら「しなければならない」ということで、「すること」ではなくて「しなければならない」ということで、訂正させていただきたいと思ひます。誠に申しわけありませんがよろしくお願ひいたします。(「状況だけきちんと」の声あり)

私がちょっと勘違いしたのは、することができるということでお話させてもらったのは、4点ほど、しなければならないのだけれども、こういう状態のときにはしなくてもいいというものがあつた。それでまず1点としては、納税制約。分納とかそういう納税制約によつて分納する約束。あとは財産、差し押さへの財産がないとき。それから今、差し押さえする物件の調査中というようなことでありまして、頭の中がすることができるというような解釈をしていたのでそういう発言をしましたが、お詫びして訂正させていただきます。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時5分といたします。

(午後2時45分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時05分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位7番、議席番号15番・樋口和人君。

樋口和人君 市内地盤沈下区域の地下水有効利用について伺う

それでは通告にしたがいまして、市内の地盤沈下区域の地下水の有効利用について、ということでお伺ひをします。

合併以前から、この市内の地盤沈下区域につきましては、揚水設備の設置について厳しく規制をしてきたところですがけれども、一向にこの地盤沈下が治まる気配もありませんし、ま

た代替案も出てこないというなかであります。

このことについて少し触れます。昭和43年ですけれども、このときに初めて当時の六日町の中心地に、道路用の消雪パイプが設置されたということであります。この当時、六日町につきましては上水道の水源、これを今の河原崎ですか、六日町中学校の近辺の地下水を利用して上水道の水源としていたということで、その為にこの消雪用に地下水をくみ上げて、これが浄水の水源の井戸、これが枯れることなどの影響がないように、その保護を目的に六日町地下水の採取の規制に関する条例というのが当時制定されました。

この内容としましては深度、深さですけれども40メートルまでと。そしてケーシングの直径が125ミリまで。そしてさらに設置については届出制という条例でありました。その後、昭和48年に地盤沈下がこの地域で発見されたということになります。

そしてこの条例ですけれども、何回か一部改正が行われてきましたが、結果的にはこのときの深度40メートルという条項が、それまで地上式のポンプ、軽微な物を使ってくみ上げていた民間の施設なども、逆にこのことによって水中ポンプを入れたりということで、深度40メートルというところまで深くなったりと。あるいはまた先ほどちょっと話がありましたが、40メートルより深いポンプもあるようですけれども、そんなような原因になってしまった。逆にその40メートルという、出てきたのが、今言ったように元々は17メートル、20メートル程度の浅井戸であったのが深くなってしまったというようなことだと思います。

またこの条例の中に、公共の用に使うものについては、というような例外規定があったわけですけれども、この「公共」ということを拡大解釈して、いろいろなところに、条例はできたものの掘ってしまったというようなことが実態のようです。

そしてこの地盤沈下が見つかったから約15年経った昭和63年に、六日町の地盤沈下はこの消雪パイプによる地下水の大量くみ上げが原因であるということが、南魚沼地域地盤沈下機構解明調査報告書、こういった中で明らかになりました。またさらにこの年、昭和63年ですけれども、建設省の信濃川工事事務所が中心となりまして、南魚沼地区の地下水管理協議会というのが発足しました。

その後、平成2年に今、先ほどもありましたけれども、地下の埋設物、下水道ですとかこういうものの一部共用が開始となりまして、地盤沈下がこういった地下埋設物に与える影響が本当に心配されるようになったということです。

そしていろいろな協議の結果、平成6年4月1日ですが、前年度平成5年に制定された新条例、六日町の地下水採取に関する条例が施行されることとなったわけです。ここで、新規の井戸の掘削を禁止するという条項が導入されました。

しかしこの条例施行以前からある井戸については、なんら規制をしていないわけですから、現在もその当時とほぼ同じ水量、あるいはそれ以上の水量がくみ上げられていると考えられます。

また逆に言えば当時のままだったことによって、この地域の冬場の屋敷内の消雪、あるいは屋根融雪、また生活道路の消雪といいますが、生活道路が確保されていたといった側面も

あります。このことによって代替案が今まで示されなかったにもかかわらず、大きな混乱がなかったというのも実態だと思います。

しかし、この六日町の地下水採取に関する条例が施行されてから13年が経ち、あるいはまた盛んに井戸が掘られた頃からですと、25年ほど経過してきたというところで、当分の井戸が半ら寿命を迎えようとしています。こういったなかで今後本当に地下水を、このままですと利用した消雪というのが、非常に難しくなってくるということになるかと思えます。

それで今季と申しますか、前回の冬のような少雪はこの地域ですと珍しいことであり、また今のこの地盤沈下区域、大変屋込みのところですので、こういったところの屋根雪の処理ですとか、あるいは屋込みですので狭くて除雪車輦が入ることができない。こういった道路などの冬場の交通確保など、この地域はやはり雪に対しての対策が大切なことだということは、私が今さら言うまでもなく皆さんご承知のことだと思います。またその方法として地下水が大変有効なものだと、そして重要なものだということが皆さん認識されていることだと思います。

そして、先ほどの南魚沼地区地下水管理協議会、これが平成5年3月に出した、南魚沼地区の地下水管理計画の中にもあるわけですが、地盤沈下防止のために揚水量の削減を含む地下水、揚水の管理が必要であるということと、あわせて、地下水利用の制限等により地区の生活や経済活動に影響を及ぼさないことが必要であるというふうに記されています。

そこで先ほども中沢議員の質問でいろいろあったわけですが、私はひとつ提案をするわけですが、今、各家庭あるいは事業所で使っている井戸、こういったものに先ほどインバーターというようなお話もありましたが、まずはそのかなり多くを占めている家庭の井戸に、井戸と申しますかポンプに間欠タイマーを取り付ける。このことによってやはりくみ上げる量、この総量を規制していくと申しますか、減らしていくということが大切だと思います。

またその一方で公共の道路、具体的に言えば駅裏線、あるいは野際線ということになりますけれどもこういったところ、あるいは屋込みの本当に狭い認定道路、こういったところについては地下水を利用して、またその節水を考えながら利用していくということで、消雪設備を敷設していった地盤沈下の抑制と併せて、冬季の交通の確保を図るべきというふうに考えますが、市長の所見を伺います。

市長 樋口議員の質問にお答えをいたします。

市内地盤沈下区域の地下水有効利用について伺う

この地盤沈下区域の冬季の道路確保、これも地盤沈下防止とともに長年のテーマであります。この地盤沈下の発生するきっかけ、あるいは市の規制のきっかけ等は、今、議員が述べていただいたとおりでありますので、省かせていただきますが。今までの調査の中でも今、議員おっしゃっていただきましたように、当然地盤沈下は地下水のくみ上げ過剰によるものだということが指摘をされてきておりましたが、今回の「地盤沈下低減対策調査報告書」この

ことによりまして、より具体的にこのことが証明をされたというふうに私は思っております。

そしてこの報告書では先ほどもちょっと触れましたけれども、一般家庭の消雪井戸は積雪状況に合わせて適切な運転がなされている。これに対してまして、降雪感知機に頼って運転を行っている公共施設、あるいは事業所、非集中管理の消雪井戸では、路面等の状況に無関係に降雪と同時に運転が行われているという状況が散見というところではなくて、相当見られている。これでむだな揚水が非常に多いという実態が、この調査では明らかになりました。

そしてこの地盤沈下、2センチ程度というふうに触れられておりますが、この程度に抑えるには、先ほど触れましたように400万トンから240万トンぐらいですか、4割ぐらいの地下水の揚水を削減しなくてはならないということであると、こういうことを述べているわけであります。

こういうことをいろいろ考慮いたしますと、井戸すべてに本来は間欠タイマーを取り付けて、地下水のくみ上げの総量を減らすと。そういうことも本当は考えなければならないのかもわかりませんが、なかなかそれは実現的には難しい。そうしたなかで、じゃあすべての公共道路に消雪パイプを敷設というこれも非常に難しい問題でありまして、早期にこの地盤沈下地区での公共道路全体の冬季の道路確保について再検討を、当然ですけれどもさせていただきまして、全公共道路の消雪パイプの総揚水量が37パーセント削減できるように、やっていかなければならないと思っております。

今、例えば消雪パイプによって融雪といいますか消雪している路線も、状況によっては切り替えて機械除雪という方向が出るやも、これはわかりません。これらを含めて検討を早急にしていかなければなりませんし、やるどころであります。

中沢俊一議員にもちょっと申し上げたところでありますけれども、地盤沈下区域内の除雪対策、これは機械除雪が一番いいのだらうと思っております。地盤沈下を防ぐ目的では。しかし、密集地、市街地これは投雪場所やそういうところもなく、苦慮しているという現状でありますし、河川水の有効利用だとか温水の循環方式、電気ヒーター、これも全部検討しましたが、先ほど述べたとおり、膨大な建設費用とそしてランニングコスト費用も大きくかかるということであります。今、この限られた地下水といいますか、沈下しない程度の地下水を有効にまず利用していかなければならないと。

そこで先ほど中沢議員にも触れましたように、インバーターの取り付けであります。これは先ほどちょっと確認をしましたら、今年度交付金事業の中でほぼ採択される見通しが立っております。このままいきますと72基の井戸に 当然公共用でありますけれどもインバーターの感知器を取り付けまして、そういたしますとあの試験結果では、35から40パーセント揚水量が抑制されるわけですので、これを見ながらできればすべての公共用の井戸にはそれを取り付けていくと。

そして議員もおっしゃっていただきましたように、やはり、どうしてもいわゆる地下水に頼らなければならぬ、消雪ができないという路線もあるわけですので。駅裏の今の路線は、まさ

にそのとおりなのです。決してこれが、言いましたように何も考えないでこれでやってしまえということではなくて、いろいろ模索した結果、もうこれしかないということでもあります。それを皆さん方からできればご理解いただきたいと思っているわけでありますけれども。

そんなことを含めながら、一般家庭につきましても間欠タイマーも導入をお願いしたいし、そしてただ単に皆さんに自費で全部取り付けてくれということではなくて、行政としてどこまで支援ができるか。これも先ほどの検討材料と一緒に含めまして、検討させていただいて。ただ、究極的には、やはり地下水が一番安く確実に雪を消す方法ではあるのです。ただ地盤沈下を起こさないような利用方法はいかにあるべきか、ということは、当然検討を含めまして、前々から言っておりますように貯水式とか、そういうことも含めて検討をしていくわけですが。

これも中沢議員にもお答えしましたけれども、財政的な問題もあってそうそう簡単ではありませんけれども、やはり方向はそういう方向を目指さなければならないという思いであります。議員からおっしゃっていただいたように、いろいろ申し上げましても公共の部門が、ある意味ではやはり一番大切でありますので、地下水を抑制するがために交通マヒを起こしたり、そういうことにはしてはいけないという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そんなことを申し上げまして、ごくいい答弁になったかどうかわかりませんが、ご了解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

樋口和人君 市内地盤沈下区域の地下水有効利用について伺う

方向としては公共の道路についてはということですし、今後はなるべく地下水をくみ上げない方向だということとそのとおりだと思うのですが。多分、地下水をくみ上げないでやる方法まで到達するというのは、かなり期間があると思うのですよね。その間をどうするかということでしょうし、今の大きく「公共」ということの井戸を使っているところはいいのでしょうけれども、先ほどちょっと言いました狭い地区ですとか、いわゆる認定道路で各家庭がその自分たちでそれぞれ掘っている井戸から水を出し合いで道路の雪を消している。こういうところは当然狭いですから機械も入りません。

そういったところの消雪設備といいますか、除雪設備といいますか。この辺を「公共」というふうにとらえて、例えばある程度何軒か分をまかなえるような井戸を掘って、例えば井戸の水を各家庭で、道路ももちろんでしょうけれども、今度は各家庭に引くときはある程度その応分の負担、水道料のような負担をして井戸水を使ってもらおうとかということも、ひとつの抑制していくようなことでしょうし。今言ったように使わないのだということまで行き着くまでの方策としては、有効なのではないかと、そんなことも思います。

あと、たった今といいますか、本当に来年、21年ですか、この市の庁舎のところも駐車場としてかなり広くしていくという計画があるわけですが。そんな中で昔、水に頼らないということで電気を使ったような消雪の設備も実験といいますか、試したこともあったわけです。けれども、これについても惨憺たる結果になっているということで、やはり代替という

のは非常に難しいのだなというふうには考えます。

そういったその認定道路の部分が1点と、この辺の、昔の市のこの庁舎の駐車場のところですね、ああいった方法としてどんな感じを持たれたのかちょっとお聞かせ願いたいのと。

先ほど貯水槽に水を貯めてというお話がありましたけれども、今、例えば下水で出た汚泥を焼却処分をしていますけれども、汚泥なんかをただどこかに貯めておく際、置くだけでもあれは熱を持つわけですね。発酵して熱を持ったり、あるいはそこからメタンガスが発生してと。いわゆるバイオマスを利用したということになってくるのだと思いますけれども、こういったことも検討の対象にできるのか。前向きな検討なのか、後ろ向きな検討なのかですけれども、そういったこともちょっと、考えに入れられるのかをお聞きをしたいと。お願いをします。

市長 樋口議員の再質問にお答えをいたします。

市内地盤沈下区域の地下水有効利用について伺う

1点目の、当然ですけれど抜本的な対策が本当にできるとしても、これは相当長い年月が必要だと思っております、その間をどうするかということが今、私たちに与えられていることだとまた思っております。

そういうなかで、今、議員ご提案になりました、このわい小といいますか狭小、狭い道路、認定道路的な部分、これらについて例えば公共で井戸を掘って、そして皆さん方から使用料としてお金をいただいて、節水もきちんとやっていくという方向はやはりひとつの方向だと思っております。

今、大和町関係の皆さんでしょうか。先般区長さん以下、6～7名の方がおいでいただいて、あそこの市街地をきちんと再編をして行こうと。市民対象者の皆さん全員がもう、承知したと。市もきちんと考えるというようなこともご提案をいただきましたので、そういうことができればまたそれなりに機械除雪も可能という部分も出ますけれども、しかしそれにしても、相当細かい道路がまだ残るわけです。そこはじゃあ冬季間は何もなくていいというわけにはいきませんので、今、議員おっしゃっていただいたようなことは、大きなこの手段だと思っておりますので、一緒に検討させていただきたいと思っております。

庁舎の除雪、これは今は機械除雪をもう基本に考えております。ただ、今はほとんどないと思っておりますのですけれど増築とか、ほかの部門をここに建設しようという場合は、当然ですけれど1階部分はまだ駐車場と。いわゆる屋根付きになるわけですね。そういうことを考えなければなりませんし、駐車台数が非常にまだこれでも駐車場の面積が不足だということになりますと、これはやはり立体式の駐車場も考えなければならない。そうしますと、1階は当然そのまま雪が積もらないわけでそういうのでいいとか。そういうことも含めながら、この庁舎のこの部分はいわゆる地下水には頼らない方向を模索して、それで何とかなるのだと思っております。惨憺たる状況は私どももよく確認しましたので、もうあんなことはできないということですので、地下水に頼らない機械除雪を基本にしたということを、庁舎の中は考えていきたいと思っております。

バイオマスの件でありますけれども、そういうことも含めて、バイオマスタウン構想それでよかったか言葉が面倒になってきてわかりませんが、これを今立ち上げるべく、庁内検討に入ったところであります。先般、こういうこととは別ですけれども、近畿大学の田中教授からもまたおいでいただいて、2回目の勉強会を開催させていただきました。森林材の活用、これらも含めた全体的なバイオマスタウン構想を、でき得れば立ち上げたいというふうに思っております。その中で一緒に検討させていただきたい。そういうことでありますので、よろしくお願いたします。

樋口和人君 市内地盤沈下区域の地下水有効利用について伺う

大変申しわけない。先ほどの再質問ですればよかったのですが、今までのことについては、ぜひそういう方向で進めていただければと思います。

それと最初にお話をした「公共」という意味のところなのですが、「公共の建物」というのと、「公共性」ということとがあると思うのです。いわゆる例えば公共の建物だから地下水を使っていいのだよという、先ほど拡大解釈ということを言いましたけれども、そんなので掘ったようなところも早い時期には見られたということ。

それともう1点、これはちょっときちんと確認をしてあれではないのですが、昨年ですか一昨年、ほくほく線の「はくたか」が雪を抱いて脱線に近いといいますが、動けなくなったと。これがJRの方からは、この間のポイントのところの消雪といいますが「地下水を」という話があったらしいのですが、当事、やはりJRということで、民間だから公共じゃないよということで、どうも井戸がだめだったというような話もあります。

というようなことで、やはり公共のもの、あるいは公共性というところでどこかやはり基準を作っていただきたい。確かにJRというのは民間なのでしょうけれども、あの電車が動かないことにはかなりの人に影響が出てくる。あるいは、ということは経済活動にも影響が出るということがありますので、その辺の、どれをどういうふうにしろとまでは言いませんけれども、その基準を明確にしていただきたい。これを1点お願いします。

市長 市内地盤沈下区域の地下水有効利用について伺う

お答えいたします。この公共と、「公共の部分」と「公共性のある部分」と。これは確かにおっしゃったとおり、例えばJRを取り上げられましたけれどもJRそのものは、運営はこれは民間会社であります。しかし、公共交通機関でありますので当然私はもう、そういうことは公共の部類に入るといふふうに、私は理解しております。

そこで、今の私どもの条例の方でそういうことが不備であれば、当然ですが見直ししていかなければならない。しゃくし定規的に、運営しているもの民間だからそれはもう公共じゃないとか、そういうことはもうやるべきではないと思っていますけれども、その判断基準が条例の中で示さなければならぬということであれば、これから検討してきちんと示していきたいと思っております。

そして、例えば公共であっても、今も触れていますけれども、地下水でなくて排雪除雪ができる部分は、それは極力そうしていきます。ですからJRさんの部分がこれはもう地下水

でなければならないということであれば、これはもう公共交通機関の安全性を守る意味でも、それを許可しないなんていうことを言っている状況では本当はないわけです。じゃ、ほかの方法もあったのかもわかりませんね。ですから、それはそれといたしまして、今、議員のおっしゃった、「公共性」この部分の曖昧なことはきちんとこれから排除して明確にしていきたいと思っております。

議長 質問順位8番、議席番号9番・遠山力君。

遠山 力君 直江兼継公を教育にどう活かす

それでは通告によりまして、直江兼継公をどのように教育に活かすかということに質問をしたいと思えます。

直江兼継公を主人公にした、NHK大河ドラマが決定いたしました。誠におめでとうございます。市長は千載一遇のチャンスととらえ、地域振興を図るということであり、大いに期待しているところであります。と共に、教育の方でも生かしていきたいという意向があると伺いました。影勝公や兼継公を教育に生かすということについて、市長のお考えを伺います。

「天地人」の出版祝賀会のときだったでしょうか、米沢市長の安部三十郎さん、祝辞の中で、長尾政影公のDNAが「義」の心として、上杉影勝公以下代々受け継がれ、今の米沢を作ったと。これを強調し現代の世情を鑑みると、私たちもこの精神を学ばなければならないと結んでいます。そして作者の火坂先生の講演の中で、米沢に旅に行ったとき、街の中で地図を広げていると、どこからともなく市民が来て「どこに行くのですか」と聞くのだそうです。何回もそういうことがあったものですから、今度は周りじゅうを見て、人のいないことを確かめて地図を広げていたら、しばらくしたら自転車に乗ってきた人が自転車をわざわざ止めて、「どちらにお出掛けですか」ということを聞いてきたそうです。上杉家の「義」の心が土地の人に伝えられてきたことに感動したというふうにおっしゃってありました。

「こんなところは日本中探してもない」という言葉に、私はファイトが湧きました。「南魚沼市がある」と。「義」というのは、某辞典によりますと「物事の理にかなったこと。人間の行うべき筋道」と載っています。こういうことを教えるのは家庭の問題だろうといわれそうです。そのうえ昨日の新聞にもありましたように、偉人、昔の偉い人の伝記を基にして、戦前の修身教育の復活を目論むのではないかという声も聞かれそうであります。

が、しかしであります。家庭や地域に任せるだけではなく、市としても影勝公、兼継公を心の教育の芯張り棒、背骨に据えることで、郷土の英雄を学びながらその生き様から自然に「義」の心を学び、そして立派な先人達を誇りに思うことが、長い人生の指針となりそして郷土を愛するという心を育てる一助になるのではないのでしょうか。昔の修身とは全然違う、一丁前の人間をつくるということで生かしていくことができると思いますが、いかがでしょうか。

「義」の反対語は「不義」であります。不義というと義ではないということで、この際適当なのは「卑怯」でありましょう。今の世の中、目を覆いたくなるような事件事故が毎日のように発生しています。その因ってきたところ、源は、「卑怯は恥だ」という文化の欠如か

らくるものが相当あるのではないかと心配しております。

「卑怯」これも同じく辞典を引きますと「勇気のないこと。心立ての卑しいこと。卑劣。」と載っています。「卑劣」これを引きますと「卑しく下品なこと。下劣なこと。」ですね。「下劣」というのでやっと答えがわかるようになりました。下劣というのは、「人柄や考え方が下品で卑しいこと。」でありまして、これはやはり私たちとしては、しっかり考えなければならぬことではないかと思えます。

何十年か後に、火坂さんが、「こんなところがあったのだ」いや、「こんなふうで育ったところがあったんだ」と目を覚まさせるような南魚沼市にするためにも、卑怯とは何か。そして卑怯は恥だということを、これはきちんと教育するべきであると思えますが、いかがでしょうか。

そしてこれら「義」の心を育んでいく上で、大切なことは学校の先生方です。先生方には、影勝公、兼継公のことをしっかりと理解していただくことが大事だと思いますがどうでしょうか。

南魚沼市の教育目標の一つ、「郷土に誇りを持ち、ひろい心をもつ子」を育むには、親や地域、先生方が南魚沼市を、そして郷土の生んだ英雄のことを知らなければならぬし、誇りに思ったり、見習っていこうという気持ちがないといけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

社会教育といいますが、そういうものの中に、影勝公、兼継公の心に関する講座を設置するとか、市の行う出前講座に同じようにこういうものを加えるとか、あるいはミニ講演会、大講演会等様々な手を使って市民の中に浸透させ、いつの日か本当に火坂さんが「たまげたな」と言うようなまちを作っていく種をまいていかなければならないと思えますがいかがでしょうか。

昔、私が子どもの頃は何か悪いことをすると「お天道様が見てなさる」とよく言われたものです。これからは「影勝公はオーケーするだろうか」とか、「兼継公だったらこんなことは言うまい」とか、そういうのが日常的に市民の中で交わされるような町を作っていってほしいんじゃないかと思えますが、市長のお考えを伺います。

次に、副読本。「二人の英雄」というのがあります。これは私も見たことがなくて、この前六日町小学校から借りてきたのですが、これは、両公の入門書として非常に適切だと思うのです。小学校5年生程度ということですので、我々にちょうどいいのではないかと思います。図書室に置いてあったり、学校には何冊かいていますけれど、我々の目には届かないところにあるみたいであります。これから増刷して学校にたくさん配るということは聞いておりますけれども、できればこれを市役所のロビーにドサッと置いて自由に読んでもらうとか、あるいは市民センター、それから総務課に置いて貸し出しするとか。そういうふうにして市民の中に浸透させて、皆さんがこれを読んで、読み始めるとどうしても最後まで読むようにできております。ですから、そこら辺のことも考えていただけたらと思います。以上であります。

市長 遠山議員の質問にお答えいたします。

直江兼継公を教育にどう活かす

直江兼継公の件であります。長い間の誘致活動が実りまして、大河ドラマに採用されるということになりまして、本当に喜ばしい。もうそれこそ二度と訪れることのない快挙ではないかと思っております。

これを教育にどう生かすかということで、本来、教育委員会が、と思っておりましたら、市長に聞くということでありますので、私の方からつたない思いをちょっと述べさせていただいて、不足があれば今度は教育長からいろいろ話してもらおうと思っております。

今、議員のおっしゃったことは、いちいち全部ごもっともであります。ただ、そういうことが今、失われている社会でもあります。そこで前々からちょっと触れておりますように、このNHKがなぜ今、この時期に直江兼継というものを大河ドラマに取り入れたか、採用したか。このことは皆さんご承知だと思いますけれども、今、失われつつある日本人の品格を直江兼継公に見るといえることです。日本人としての品格。世界に誇るべき日本人としての品格が、今、非常に失われているのではないかと。こういう世情を見てのことだと。

そこで私どもも思っておりますけれども、本当に自己中心的な風潮というのが蔓延をしている。そういうなかで本当に悲惨な事件だとか、人を、よくこういうことまで考えられる、振り込め詐欺というのはそういう典型でしょうか。そういうことをよく考えるな、というくらい、裏の裏の裏をかいた事件とかもあるわけであります。そういうことが今、議員のおっしゃった辞書で引けば、卑怯ということになるのかも何だかわかりませんが、不義でしょうか。

学校教育活動。学校教育活動というのは一般的に、知育・徳育・体育そして食育というふうにいわれておりますけれども、今は国民の関心の高さといえますか、学力論争的な部分に終始しております。知育、これに傾斜しがち。となりますとやはり、目先の利益にとらわれる、他人を思いやる優しさを失っていくということに繋がる風潮が出てくるわけでありませう。

そういうなかで不登校だのいじめだのという問題もまた発生してくる。これはやはり、兼継公の掲げた、謙信公から受け継いだ「義」ということと、兼継公のまた「愛」でありますけれども、これはきちんと受け継いで南魚沼市が教育の中にもきちんと生かしていかなければならないと思っております。

兼継公が、やはりなぜああいう人格が形成されたかということは、これはもう昔の人であっても今の人であっても同じ、幼少期であります。幼少期に、もろもろの人から受けた薫陶、それからその生活、そういう中からこの兼継公のああいう品格ができ上がってきたのだらうと思っております。やはり学校の子どもたちからは、この歴史をきちんと知っていただくと。そして誇りに思ってもらおうということでもあります。

また、折しも市民憲章の中で、「人間を大切にします」という部分が一節謳われております。これもこの、「義」「愛」の方にきちんと繋がっていくわけでありませうので、そこらをきちんと

と理解していただこうと思っております。

副読本、これは1,200円のビジュアル本もあるんですね。これも非常に生涯がパツと。これは兼継公だけでありますけれども。これは、用意はするといいますか買っていただく方にもって行っていただきたい。ただでもらって読んでもなかなか身に付かない。いや、これは本当にです。やはり、自分で買って読んでもらうと。今、職員にも全部、買って読んでくれと。そして理解してもらいたいと。

議員おっしゃっていましたが、学校の先生方からも当然このことは、もう子どもたち以上にわかっていただかなければならないわけですので、そういう方向で教育委員会の方にもお願いしていきたいと思っております。

いずれにしても、このことで、大勢のお客さんがとにかく訪れるわけですから、なんだ南魚沼市民はこの程度かと言われることのないような方向をきちんとやはり見出していかねばなりませんし、私たちのこの市民はそういうことにはならないだろうと思っておりますが。なお一層気を引き締めてこのことに当たって行きたいと思っております。また、それぞれご提言等をお願いできればと思っております。以上であります。

遠山 力君 直江兼継公を教育にどう活かす

みんな市長にお答えいただいてありがとうございました。それはそれで。

私はこの2年、大河ドラマにのったときだけで終わるのではなくて、50年、100年先を見据えて、ということをお答えを聞きたかったところがあります。

それからもうひとつは、南魚沼市は大きくなったものですから、地域によって温度差があると思うのです。ですから、六日町の坂戸山のすぐ下に生まれた人は、ある程度は基礎知識とかそういうものがあったりしますけれども、遠くの方にどのようにして基礎的なことを認識していただいて、同じように熱い心を持っていただくかということのをどのようにするか。

それからもうひとつは、樺野沢城と坂戸城のことは市長も以前から今のままでいいだろうというお話だったのですが、これから先このままでいいのか、あるいはスタンダードに統一見解みたいなものを作っていくのかどうか。そこら辺についてお伺いをいたします。以上です。

市 長 直江兼継公を教育にどう活かす

議員の再質問にお答えいたします。これはもう申し上げるまでもなく、大河ドラマの期間中だけこうしてるなんていうことではありません。教育の基本だと思っておりますので、そういうことを生かしながらこれから先の南魚沼市の教育はやっていくべきだろうと。南魚沼市ばかりではないと思います。これは、もう全国共通にしていければと思っております。

それから確かにバラつきはあります。温度差はあるのです。これはどうしようもなかったことですね。ですので、時間をかけてでもやはりそういう温度差を解消していくべく取り組まなければなりませんので、市政懇談会等でも全部この話を出して、皆さんとにかく今、南魚沼市民の品格が問われる時代がきたのだということも含めて、ご協力をお願いしているところであります。

当然ですが、25日の火坂先生の講演会とか、こういうことは全部一緒になってやるわけですので、そういう機会をとらえながら大勢の皆さん方から共通の認識を持ってもらって、そして誇りを持ってもらうということに努めて行きたいと思っております。

榊野沢城と坂戸城。これにつきましては、兼継公ではなくて、影勝公の生誕がどちらかということで、今までそれぞれの説があったわけでありまして。どちらの説もある程度やはり信憑性があるわけですね。

ただ米沢では、上杉家の全部言ってしまいました。米沢では、上杉景勝は坂戸に生まれると定義されています。ところが榊野沢城で影勝公の生誕450周年祭をやったときには、現在の上杉家の邦憲様でしょうか、御当主も奥さん連れでいらっしやいましたし、米沢市長も来たということですから、私がどっちだなんて判断は下せませんので、両方だと。

ただ、両方で生まれているわけありませんが、生まれてすぐ榊野沢城に行ったのか、榊野沢城で生まれてすぐこっちに来たのか。そのくらいの議論に留めまして、確かに史跡ではお互いありますので、うまく生かして行きたいと。

この兼継公の問題に絡んで、どちらかに限定しようなどということは全く考えておりません。栗林さんはあそこの末裔でありますけれども、ずっと榊野沢城だと思って信じているわけでありまして、その子孫も今いらっしやいますので。そういうことも含めて、両方上手く利用という失礼ですけど、生かして、そう皆さん方に誤解を招かないような方向は模索してみたいと思っております。いい知恵があったら教えてください。

教 育 長 直江兼継公を教育にどう活かす

合併して地域が広がったわけでありまして、この6万3,000の市民の皆さんにどのようにPRしていくかということで、ひとつ関連で申しあげたいと思います。

先ほどの市長の答弁にありましたように、「二人の英雄」につきましては改訂版を発行いたします。これは学校に配付するほか、新しいのができたから書店でお求めくださいというふうなお知らせも広報等でやりたいと思っております。

そのほかに郷土史の編さんの方も順調に進んでおりまして、この時代の坂戸城のこと等についての調査も、資料も相当集まっております。この際、子ども向けのほかに市民向けに、直江兼継公、上杉影勝公等々の事績を紹介した、そういった冊子の刊行も考えているところであります。

これらが進みましたならば、同じく市報等で市民に広くお知らせしながら、あるいはまたここにおいでにならないと手に入らないという、そういう書籍の一部にもできればいいなと、こんなふう考えておるところであります。

議 長 お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

次の本会議は明日、6月20日、午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦労さまで

した。

(午後3時51分)